

## 初期帝国議会下の全国酒家大会の運動

藤 原 隆 男

（岩手大学教育学部）

### 一 はじめに

明治十五年（一八八二）十二月、維新政府は植木枝盛らの酒造税の増徴反対運動を弾圧して酒造税則の改正をおこない、清酒造石高一石につき二円から四円に酒税を増徴した。これ以降しばしば酒造税則が改正されたにもかかわらず、酒屋会議の主要課題であった酒税率は明治二十九年（一八九六）三月の酒造税法の制定までの約十四年間はすえおかれる結果となった。この間、全国の酒造家は酒屋会議の挫折を契機に酒造改良運動を本格化していくが、国会開設を契機に酒屋会議の課題であった酒造税の減税運動を展開した。

明治十年代中期から活発化した酒造改良運動は、一方では松方デフレ下での深刻な打撃を背景とし、他方では酒造業界一般の変化を要因として、展開したのである。とくに非営業酒たる自家用料酒の製造の激増、イギリス・フランス・ドイツからの酒精IIアルコールの輸入の増加とこれを使用した模造酒（混成酒）の製造の増加、輸入ビールの増加と国内ビール醸造業の確立等の諸条件は、伝統的な清酒醸造業の存立そのものを根底から問題とせずにはおかなかった。明治十年代中期から二十年代のはじめの時期の清酒醸造場数の激減と清酒造石高の減少は明治十五年の酒造税の増税および模造酒・ビールなどのいわゆる新興酒造業との市場競争が要因となっていた。

たのである。清酒の改良運動の課題は、一般的には増税と新興酒造業との市場競争の結果もたらされた清酒の酒造業経営の困難性II悪化からの脱出であった。しかし、この時期の新興酒造業の発展はまだ端緒的段階にあったから、地方の酒造業者にとっては主産地の酒造家との競争がより重要な意味を持った。それゆえに、規模が小さく脆弱な多くの地方酒造業者は主産地酒造業者との対抗という特殊な条件のもとにおかれ、この側面からの脱出対策としての酒造改良が要請されたのである。地方の酒造業者の多くは主産地である灘酒造法の導入によって酒造改良を実現しようとしたのはそのためであった。だが、彼らの酒造改良運動は灘酒造法の機械的な導入であったがためにその多くは失敗に帰したのであって、その限りにおいて彼らの衰頹の挽回策としての酒造改良運動には限界があった。したがって、地方の多くの酒造業者はその活路を酒造税の減税に求め、酒屋会議の経験を前提にした酒造家の全国的結集をはかり、帝国議会にたいして酒税の減税を要求したのは当然のことである。明治二十四年（一八九一）八月、全国の酒造家は酒造税の減税を大蔵大臣松方正義に陳情して、その理由を次のようにのべている(1)。

「某等謹ミテ書テ大蔵大臣松方伯閣下ニ呈シ酒造税則第三条第二項酒類造石税三類ヲ通シ各一円ヲ軽減セラレンコトヲ請フ。俯シテ帷ニ王政維新以來、百度伸張、国費ノ多端ナル固ヨリ之ヲ租税ニ徴セサルヲ得ス。

某等固ヨリ天下ノ大勢ヲ顧ミス当世ノ時務ヲ忘レ彼ノ寡ナルモノニ附和雷同シ以テ高明ヲ煩スラ屑シトセス。但、酒家ノ衰廃、日一日ヨリ甚シク前途誠ニ寒心スヘキモノアリ。故ニ略ホ鄙見ヲ開陳シ敢テ採択ニ備フ、俯シテ願クハ幸ニ諒察セヨ。蓋シ酒家ノ衰廃ハ損失多クシテ利潤少キニ在リ。而シテ其ノ然ル所以ノモノハ未タ曾テ課税ノ過重ニ原因セスンハアラス。何トナレハ、則チ酒税ハ間接ナリ、故ニ其加重ト俱ニ酒価ノ騰貴ハ自然ノ勢ナリ。然レトモ需用者ノ生計ハ未タ必ス重税負担ノ餘裕アラス。奸商之ニ乗シ多ク亜爾個保兒ヲ輸入シ、之ヲ清酒ニ和シ多量ノ水ヲ加ヘ、巧ニ課税ヲ免レ、以テ廉価之ヲ鬻キ遂ニ清酒ノ価日ニ振ハサルヲ致セリ。然レトモ、清酒ノ貯蔵ハ自ラ一定ノ期アリ、之ヲ過クレハ腐敗変味ノ災ヲ免レス。於是乎至廉、原価ヲ償フニ足ラスト雖、敢テ販売セサルヲ得ス。則チ、所謂間税モ亦酒家自ラ之ヲ負担セサルヲ得ス。且、自家用酒ノ醸造盛ニ行ハレ、清酒ノ販路漸ク盛リ、益以テ其ノ低落ヲ促シ頻年折閱、遂ニ泣ヲ揮ヒテ祖先ノ遺業ヲ廢スルモノ蓋シ頗ル居多ナリ。試ニ之ヲ統計ニ徴スルニ現行税則実施以前、即チ一類ニ酒税ノ時ニ当リ全國醸造場ノ数実ニ二万五千、其ノ造石数五百万ヲ下ラス、今ハ則チ場数ヲ減スルモノ七千、造石ヲ減スル百万石ト称ス、何ソ其ノ衰頹ノ甚タシキヤ。而シテ、其ノ能ク業ヲ営ミ今ニ至ルモノト雖、収支相償ハ空シク資金ヲ耗失セルモノ滔々皆是ナリ。嗚呼、今ヤ世運開明百工並ヒ進ミ庶業競ヒ興ル、而シテ酒造ノ業独振ハス。苟モ此ノ如クニシテ推移セハ其ノ窮極スル所、果シテ奈何ソヤ、必ス智者ヲ俟チテ而シテ後知ラサルナリ。而シテ其ノ弊ノ由來スル所ハ實ニ過重ノ課税ニ在リ。此レ某等ノ袖手傍觀ニ忍ヒス、敢テ鄙見ヲ開陳シ請フ所アル所以ナリ。……」(句読点、引用者)

この陳情書は、酒造業の發展状況を「其ノ衰頹ノ甚シキ」もの、あるいは「今ヤ世運開明百工並ヒ進ミ庶(諸)業競ヒ興ル」なかにならないうち、酒造業の過重が最大の要因であると主張して、酒造税の減税を要求したものである。右の陳情書は酒造業衰頹の中心的現象を酒造業者および清酒造石高の縮小に認め、その要因を、

酒造業者および清酒造石高の縮小↑清酒販売市場の縮小↑家用料酒および模造酒の増大↑清酒価格の騰貴↑酒造税の過重、に求めている。酒税の減税を要求したこの論理は、第一に酒税は間接税の性格からその負担を消費者に転嫁しうるものではあつても、最終消費者たる需用者が細民労働者を中心とした低所得層であることをみたとき、彼らは「未タ必ス重税負担ノ餘裕アラス」未發展な經濟状況のために「間税モ亦酒家自ラ之ヲ負担セサルヲ得ス」實態にあること、第二に醸造技術水準の限界↓低位性、すなわち主として「清酒ノ貯蔵」技術の限界からの清酒の早期販売の必然性↓清酒の供給増大↓酒価の低落、というこの悪循環の帰結として「原価償フニ足スト雖、敢テ販売セサルヲ得ス」實情におかれていたこと、そのために「酒家ノ衰廃ハ損失多クシテ利潤少キニ在リ」という酒造業經營悪化の一般的条件を前提としていた。

ところで、酒造業のわが国における産業上に占める比重の大きさをみたとき、日本の特産物たる清酒に対して、政府はイギリスのごとくこれに保護奨励を加えるべきであり、そのためには明治十五年以来の最も過重にして不公平な酒造税を軽減し、他産業と同様に酒造業の營業の自由を保証すべきである、という自由主義的観点からの酒税の減税要求の潮流があつた。『醸造新報』第七号(明治二十五年九月十五日)の論説「酒造業の運動」は

「モンテスキュー曰く、国税を払ふ事益々多きものは其自由を得る事益々多かるべく、国税を納む事益々少なきものは其自由を得る事益々少なし、と理方さに然るべし。社会に高価を払ふは取も直さず社会を委持する有力者なれば、此高価を払ふに對し之に相當するの自由を與ふるは實に當然の事なり。翻て酒造家の実況を見るに、大に之に反す。酒造家は他に比類なき最高課税を納むるにも拘はらず、嚴重なる税則の支配を受け、一步誤れば忽ち懲罰を被り、常に深淵に臨むの思ひあり。明治の初年、政府が今日の酒税則を發布せられたるの意思は、不公平不道理を知

りつつも苛款の課税を以て酒造家に対し、之を苦め禁遏せんとするの意に出でたるに非ざるべく、酒類に重税を課するは、国庫の収入を補ふに好適なる課税にして、酒造家も亦負担に堪へ得べきものと信じて発布せられたるものならんが、……酒造家の転業し或は倒産する者類々として現はれ、政府が国庫歳入を増殖せんが為めの目的も幾分か顛離し、石税式円の時と今日の石税四円を課すると歳入倍徒するは当然なるに、却て大差なきは、酒造家は其負担に堪へ得ざる事を知るに足るべし。……回顧すれば明治十六年の頃なりき、全国の酒造業者は酒造税の重款なるに驚き、代議士故植木枝盛氏等相図りて、酒造家聯合し、大に時の政府に訴ふる所あらんと、大阪会議を企てしも、事政府の聞く所となり直に解散を命ぜられ、其の志望を果さざりしが、政治の歲月は過ぎ易し、十年の星霜早くも過ぎ、世は吾人が翹望せし立憲政体となりたり。酒造家が多年困弊の中に鬱積せし志望を達する時は正に今日なるべし。……」

とのべている。この言論界の主張では、酒造業の転業あるいは倒産する要因を、不公平不道理で過重な酒造税Ⅱ酒造業の営業の自由の制限に求め、酒造家の酒造税の減税運動の妥当性の論理を、営業の自由の拡大の観点から強調する(3)。そして、立憲政体となった今日こそ、全国の酒造家は植木枝盛らが営業の自由をかかげて自由民権運動と接続して展開した明治十五年(一八七八)の酒屋会議Ⅱ増税反対運動の果せなかつた多年困弊の中にうっ積せるかの志望を達する時期である、という。

以上の初期帝国議会議下における全国酒家大会の陳情書および『醸造新報』の論説の記述に示されたごとく、明治十五年の酒造税の増徴以来の酒造業の衰頹現象は何人も認めるところであり、その最大の要因を過重な酒造税に認めている点でも酒造家と言論界の見解は一致していたといつてよい。したがって、酒造業衰頹の挽回策の中心課題に酒造税の減税問題をすえたのはけだし当然といわねばなるまい。それは、いわば「多年困弊の中に鬱積せし志望」であり、酒

屋会議以来の課題でもあったのだ。帝国議会の開設は、まさに「我れ我れ營業者が、今日まで、勤忍し来りたる、赤情をも、達することを得べき、時代」であり、この意味で「日本酒造家の末路(3)」を決する時期として位置づけられたのである。

本稿では、初期帝国議会議下の酒造家が酒造業衰頹の挽回策として全国酒家大会に結集して、酒造税の減税要求運動および増税反対運動を展開していく過程を分析する。すなわち、第一に日本酒造家の末路たる第一議会の開会に向けて、「長眠覚めざる」「迷夢」をむさぼると評された酒造家が一個の経済上の利益を主張して、とにかくも全国酒家大会に結集していく過程、第二にこれらの酒造家が地域的な利害・対立を内在させつつも全国酒造家の共通の政治課題を酒造税の減税と自家用料酒の免許鑑札料の増徴に求め、これらの要求を掲げて酒造家が政治運動を本格化していく過程、そして最後にこうした減税要求にもかかわらず、第四議会に酒造税の増税案が提出され、これに対して民力休養・政費節減を要求して政府と対決していた民党と酒造家の増税反対運動が結合して酒税の増税案を廃案に追込み、酒造家が一個の実業団体としてその地位を社会的に確立する過程、を分析する(4)。このばあい、政治課題をめぐる酒造家内部の利害の対立と妥協を含む酒造組合運動を、政府と政党の対立・妥協との関連を通じて分析することによって、酒造業が着実に政治上の保護を求めて彼ら政党と結合していく過程にひとつの視点がおかれている。もっとも、酒造業が政府の酒造業政策によって経済上・技術上の保護体制を実現するのは、明治二十九年(一八九六)以降の日清戦後経営下の政府の酒造税の増税を中心とした酒造業政策によってである。初期帝国議会議下の酒造税の減税を中心とした全国酒家大会の運動は、産業資本形成期の運動として『東京経済雑誌』や『醸造新報』の営業の自由の主張を一方にもち、他方では酒造業が土地所有と未分化な状況を背景として地主の地租軽減要求と軌を一にした酒造業保護要求の運動の側面をもつものである。

(1) 神戸税務監督局「統籌酒沿革誌」(同局、明治四十年)五二一五三ページ。  
 (2) 『東京経済雑誌』第五一九号(明治二十三年五月三日)は「酒造営業者の専売権」の社説で、酒造税則の問題点を指摘し、営業の自由を主張して次のように述べている。

「……酒造税則第四条は、何を以て新たに酒造業者を為さんとする者に対して、其の地方同業者五人以上の連印を要することと為せる乎。之を解する者曰く、「我が酒造税は殆んど負担に堪えざる程の重税なるを以て、新業者の増加を妨げて以て現業者を保護せざるべからず、故に現行の税率を維持するには此の条文必要なり」と。果して然らば是れ実に我が酒造営業者に私するものなり、吾輩豈に之を排せざるを得んや。夫れ営業は自由なり、但だ國家の法律は能く之を制限するを得と雖も、其の之を制限するを得るは社會の秩序安寧を維持し、國民一般の幸福を増進する爲めに已むを得ざる事情ありて、而して後ち始めて制限するを得ることなり。決して一部の人民を保護する爲めに、営業の自由を制限すべからざるなり。」

- (3) 『醸造雑誌』第四二二号(明治二十三年五月二十五日)、社説。  
 (4) 初期帝國議會下の民衆運動については、大石嘉一郎「初期帝國議會下の民衆運動―福島県地方の実態―」(『東北経済』第三七号、昭和二十六年十月)、島海靖「初期議會における自由党の構造と機能」(『歴史学研究』第二五五号、昭和三十六年七月)参照。地租軽減運動については、安良城盛昭「第一議會における地主議員の動向」(『社会科学研究』第三卷第三号、昭和二十七年六月)、長岡新吉「明治二〇年代の地租軽減論について」(『人文社会』第一七号、昭和三十四年三月)、坂野潤治「明治憲法体制の確立」(東京大学出版会、昭和四十六年五月)を参照のこと。

## 二 全国酒家大会の結成過程

酒造家が当面する課題解決のために全国規模の酒造家有志の第一回全国酒家大会を組織したのは明治二十四年(一八九一)二月であったが、ここにいたるには二つの酒造家聯合会の組織が決定的に重要な役割を果たしていた。すなわち、明治二十二年十二月の関西酒造家聯合会の結成と、翌二十三年三月の関東・東北・北陸の一府十九

県酒造家聯合会の結成である。以下において、二つの聯合会の組織過程およびこの両者が第一回全国酒家大会に結集していく過程を、若干の資料によってみておこう。

まず、関西酒造家聯合会の組織過程については、『醸造雑誌』第二一九号(明治二十二年十二月十日)は京都の酒造組合が中心となって準備したと次のように記述している。すなわち、「関西地方の酒造営業人は、各地区に分立して平常気脈を通ずることなく、此の有様にては将来営業の発達を期する能はず、遺憾の限りなりとて、京都府の酒造業組合の人々は卒先して近府県の同業組合を聯合し、関西酒造業聯合懇親の大会を催ふし、将来一致協力して相裨補するの途を開かんと、頻りに尽力し居られしが、此程京都酒造組合の委員会にて評決し、同業堂本伍平、鈴鹿辨三郎、安田専太郎、大八木徳三郎、大橋弥七の五氏を發起人と定め、関西各地の組合へ照会を爲し、目下準備中なり」と。事実、京都の鈴鹿辨三郎、安田専太郎は関西酒造家聯合会の發起人総代として活躍した<sup>(1)</sup>。関西酒造家聯合会は明治二十二年十二月五日・六日の両日にわたり大阪中之島洗心館で大会を開いたが、この大会には兵庫、京都、大阪を中心に広島、三重、奈良、滋賀、和歌山、岐阜、愛知、鳥取、山口、岡山、愛媛、徳島、香川、高知、福岡、佐賀の諸県が結集した大規模な大会ではあった。しかし、不幸にもこの大会は関西酒造組合聯合会規約を議題にしたにすぎず、しかも審議未了となつてゐる。したがって、規約を含む具体的な活動方針は第二回大会の明治二十三年五月に繰延べされた。だが、この大会は、これまでの市町村あるいは郡単位の酒造組合活動の枠組をのりこえて酒造家が全国的規模で結集する端緒を開いた意義を評価すべきであろう。

他方、こうした関西酒造家の動向は関東・東北を中心とした一府十九県酒造家聯合会の結成を要求していった。それは、「大声疾呼して関東及び東北の酒造家に告ぐ<sup>(2)</sup>」のつぎの檄文に表現されている。

「……本業を利益する所及び目下緊要なる件は当局者の熱心紙上に洋溢として未だ彼れを非此れを是と分別し難しと雖とも、吾人東北及び関東の酒造にして尤も注意すべきの点は既に関西酒造家が去る五日をトシ大阪に大会を開らきたる一事是なり。諸氏よ我が関東及東北の酒造家よ私心を去り公平の心を以て目下の大勢を觀一觀察一察せば、果して如何なる感想を胸裡に浮へしや。凡そ此土に生活し子孫の幸福家運の繁栄を冀望し國家の安泰を欲するものにして未だ公共の利益に志ざざるものはあらざるべし。否公共の事業に注意せざれば自家の繁栄を富すこと能はされはなり。即ち自利他利の確言に反すればなり。故に知る已を利するものは必らず他を利し、他を利するものは必ず已を利するものにして、自家の繁栄を望まば公共の事業に力を尽すにありと謂はざるべからず。而して此目的を安泰に彼岸に達せしむるは社会的の思想を以て、團結するにあり。所謂採、長、短、補、の原理に、基き、大同、團結、を、組織、するにあり……」

(傍点引用者)

この檄文は「社会的の思想」を以て、あるいは「採長短補の原理」にもとずいて大同團結をせよ、と主張した。さらにこれに續けて酒造家の團結は酒造業の「目下衰頹の元氣を挽回」する条件であるばかりか、「最大幸福と自由權利」の享受の実現条件である、という。この目的達成のためには関西と氣脈を通し「首尾全備」の運動に發展させることによつて實現されるのであるが、さしあたり、そのためにも関東・東北の酒造家の團結が前提となる、と見通しをのべている。そして明年(二十三年)一月を斯して東京に酒造家大会を開くべしと問題提起をした。おそらく、関東・東北の酒造家聯合會結成の推進には醸造雜誌社の社主高崎修助、栃木、群馬、埼玉の東京近県の酒造家有志が中心的な役割をはたした。おそくとも明治二十二年十二月末から翌年の正月には彼らによつて関東・東北各地の酒造家に發起趣意書が發送されたものと思われる。一府十九県酒造家聯合會準備の状況について、明治二十三年一月二十三日の『醸

造雜誌』(第三四号)のその最初の動向を伝える記事によつてみると、發起人数十名が一府十九県の酒造家聯合會の結成を協議し、三月を斯して東京に大懇親會を開くことに決定したと記述している。同年二月のはじめには東京、神奈川、新潟、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、静岡、山梨、長野、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、福井、石川、富山の一府十九県の發起人一八〇名の選出をおえ、これらの發起人を中心として各地域は大会への参加体制の準備が進められている。各地の準備状況の一端を明治二十三年二月二十五日の『醸造雜誌』(第三六号)は次のように記述している。

○山形県山形市酒造家中村丹治、川合小四郎、川合孫四郎、佐藤清吉、尾原儀助、庄司平助、榎森善治郎、斯波快助、豊田仁兵衛、工藤善蔵の諸氏發起となり、趣意書の大略を印刷に附し、該郡酒造家中に公告し懇親會を開き、三月三日開設の懇親會へ出席者及び議案等の事に就き協議したるよし。

○岩手県にては盛岡市酒造家川越千次郎、駒井藤兵衛、平野八兵衛、村井源三の四氏發起となりはがきに趣意の概要を印刷して該県全体の同業者に發布し懇親會を開き、種々協議して一府十九県酒造家聯合會へ入会することを可決したる由に聞く。

○栃木県河内郡の酒造家は去る十日宇都宮において懇親會を開らき、出京総代者を選挙せしに小堀貞吉、苗木喜平、川上藤次郎、福田芳太郎、角石善平の五氏當選したる由、……

○新潟県高田町の酒造家諸氏は去る十七日同町長沢樓に集會し一府十九県酒造家聯合會組織上に付協議し皆一同賛成を表し、出京委員等を選挙し終りて懇親の宴を開らき各々万歳を祝し退散したる由。

○東京府下各發起人は去る十二日築地万安樓に於て小集會を開らき地方發起人出京するまでの事務上に付協議せられ、醸造雜誌社の人々全身を挙げて事務を取扱ひ来りしが、追々事務繁忙を極むるを以て更らに發起人中より委員一名を選ひ事務に従事せしめたり。則ち荒木重治氏其選に當りたり。

以上の若干の記述によって、各地の酒造家は二月の中旬にはそれぞれの総代選出をおこない、一府十九県酒造家聯合会への参加態度を協議するなど、積極的な取組みの様相を看取することができる。この大会に向けて各地に回送された趣意書および協議課題の内容は資料上の制約のために明らかでない。この点について、『醸造雜誌』第三四号（明治二十三年一月二十五日）は、「其目的とする所は、実業上の研究を旨とし、税則改正より酒造百般に関する事物を研究討議」することによって、「酒造社会の与論を以て各自最大の幸福を享受」しようとするもの、と記述している。この段階では、一府十九県酒造家聯合会の組織目的を、たんに「実業上の研究」あるいは「税則改正より酒造百般」の諸問題の研究討議といったごとく、「研究討議」に力点をおいた抽象的表現をとっている。だが、その内実は、第一回衆議院議員の総選挙（明治二十三年七月）とこれに続く第一議会の開設（同年十一月）に向けて、当面する酒造業の政治課題の討議と総選挙および第一議会に対する酒造業者の態度決定の運動方針の確定を最大の中心課題としていたのである。しかし、こうした課題を積極的に掲げえなかつたのは、いまだ内外の複雑な政治状況からみて適当でなかつたこと、とくに酒造業者の主体的条件の未成熟に組合組織の未発展な状況をまず克服する必要がある。だからその手段として「最大幸福の享受」あるいは「採長短補」のスローガンを掲げたのはとりあえず酒造家の結集をはかることに活動の力点をおかざるをえなかつたためである。それは、一府十九県酒造家聯合会懇親会なる名称で第一回大会を開催しようとした意図に明瞭に示されているし、さきに結成された関西酒造家聯合会はまさに懇親会に終始せざるをえなかつたのが実情である（3）。ともあれ、一府十九県酒造家聯合会は各県の有志によって明治二十三年三月三日・四日の二日間、東京で開催することに成功した。この大会は、周到的準備活動が成功して、とにかくも、酒造業の当面した

政治課題の協議をおこない、次項でのべるごとき三つの点について政府に請願することを決定して閉会している。

こうして、明治二十二年十二月に関西酒造家聯合会、同二十三年三月に一府十九県酒造家聯合会が結成されたが、この二つの聯合会の組織は第一回全国酒家大会へと発展的に解消していく。というよりはむしろ、この二つの聯合会は組織上、全国酒家大会を組織するための、その実現の布石として、その前提として組織された酒造家団体であったというべきであろう。この点は、この二つの聯合会の結成に事実上の主役を演じた醸造雜誌社の社説の論調に端的に白状されている。

まず、『醸造雜誌』は明治二十二年九月・十月、三回にわたって「醸造業大懇親会を開設すべし」（同誌、第二六号、第二七号、第二八号）の社説で関西酒造家聯合会の結成を積極的に推進し、これについて一府十九県酒造家聯合会が結成されたとみると、全国酒造家の団結を提唱して次のようにのべている。『醸造雜誌』第四一号（明治二十三年五月十日）の社説「酒造家」の記述は次のようである。

「我が全国の酒造家は、団結して二大聯合会を組織したり。而して此二大聯合会の運動する所は、吾人をして転た慨嘆せしむる所のものあり。何ぞや則ち二大聯合会は兄弟たるに拘はらず、牆に闖めぐ状態時として存在するが如し。吾人は只之を憂へ、之を憂嘆するのみ、夫れ二大聯合会は恰かも車の両輪の如し。一方に偏して、其目的とする運動を速すべきものにあらず、況んや其の目的となす所同一なるに於てをや。

嗚呼、酒造家よ前車の覆かへるを見て、後車の誠めとは、吾人の常に聞く所なり。漸くにして目的を達せんとする好時機に際し、若しも一私の利害を以て分離し、其運動を区々別々になす如きことあらば、如何にして其目的を達し得べきや。……飽までも東西氣脈を通じ、相提挈して共運動を共にすべし。否らざれば或は一定の輿論なりと認むること能はずして、其目的を達するや頗る困難の地位に陥落せん、吾人は実に之を憂へり、之を嘆せり、況んや其目的をして起る所の原因は皆同一なるに

於てをや」

このときのプランでは、全国酒家大会の開催は、この年の五月に予定されていた。おそくとも六月までには全国酒家大会を挙行し、「以て全国団結の勢力を以て其目的を達せん」との意図であった。これは、七月一日実施予定の第一回総選挙に酒造家の要求を反映し、さらには第一議会でその要求の実現を貫徹すべく準備されたものであった。すなわち、「日本酒造家の、末路は今明治二十三年にあるならんと、何んとなれば、本年は帝國議會の、開設せらるる歳月なれば、我れ〳〵営業者が、今日まで、勤忍し来りたる、赤情をも、達することを得べき、時代なり(4)」と、また酒造家の将来の「白黒を決する歳月」とまで位置づけていたのである。しかし、こうした緊迫した状況認識とは別に各県レベルの酒造家の組織化の作業は進展しなかった。そのために、全国酒家大会の結成は延期せざるをえなかった。もともと、二つの聯合会は有志加入によって発足したが議事に強力な運動を展開するための条件として、全国組織は有志加入を克服して県段階の組合単位の組織加入を原則にするべきであると考えていたためとみられる。一府十九県酒造家聯合会は、第一回大会後、県レベルの組織確立に着手している。明治二十三年三月二十八日の茨城県支会発起旨趣書はこの点について「一府十九県の酒造家委員四百名(は)……我々同業者の後來執る可き方針の大綱を議了せしめたり。然らば則ち此大綱に拠り我茨城県の同業諸君が懐く所の意見を確定せざる可らず。既に其意見を確定せざる可からずとせば勢ひ茨城県団体を組織せざるを得ず。是れ今日茲に大声疾呼して諸君に告ぐ所以なり(5)」と、のべている。また『栃木酒のあゆみ』は、栃木県酒造組合は一府十九県酒造家聯合会の結成にともない、同年の四月十二日に結成されたと記述している(6)。こうした意図にもかかわらず、現実には一府十九県酒造家聯合会下の各県段階の組合組織状況は予期したほどの進展を示さなかった。

他方、明治二十三年五月に第二回大会を開いた関西酒造家聯合会は清酒の主産地灘五郷の不参加(7)とこれに同調した堺酒造家の大会途中からの離脱にあうなどのためにその組織は分裂の危機に直面した。それは、この大会で関西酒造家聯合会は当面する政治課題と活動の方針の協議を意図したが、酒造税の減税運動の方針をめぐる主産地灘五郷・堺の酒造家と他の地方の酒造家との間に利害の対立があったためである。すなわち、地方酒造家は現行酒造税則の清酒課税方式を醸課税方式に改正し、造石税を現行の四円から三円に減税することを要求したのに、主産地灘および堺の酒造家は現行法を支持する立場をとったのである。したがって、この大会は灘・堺の代表を除いた大会となったけれども、かろうじて当面する政治課題を決議することに成功して散会している。

こうして、両聯合会は組織上の問題をかかえながらも当面する酒造家の主要な政治課題として酒造税の減税要求の点で一致し、この点で統一行動し組織合同を実現する条件を満たしていた。こうして、両聯合会の組織合同が日程に登場したとはいえず、第一議会の開会を迎えても依然として地域的な利害の対立にはばまれて、組織合同を実現しえなかった。そのために、両聯合会あるいは各府県の酒造組合はそれぞれ個別に議会に向けて多年の要求を請願し、その要求実現を期待したにすぎなかった。それゆえに現実には、酒造家の予期に反して、「酒造家多年の希望は今に至りて政治家の賛同を得ざる」状況であり、「政治家は一向頓着せず、否な却て増税の風説」すら登場するという事態に遭遇した。この「増税の風説」に憤激した群馬県酒造家(同県会議員)金井貞、栃木県酒造家(同県会議員)小堀貞吉、愛媛県酒造家堀内熊太郎、香川県酒造家齊藤一、これに醸造雑誌社の社長高崎修助が発起人となって、明治二十三年二月十五日を期して全国酒造家有志協議会を開くべく、次のごとき檄文(8)を発するにいたったのである。

全国酒造家諸氏に告ぐ

今や帝國議會の開議正に酣なり。此時に当り各府県酒造ハ委員を撰んで請願書を捧呈するもの続々相接す盛なりと謂ふべし。抑も税則改正は十有余年來業者間に蟠屈せる一大問題にして、延て今日に至れり。而して希望の囑する所帝國議會に在り。然るに第一税則の改正、第二家用料酒に対する処置の如き政治部内の見ハ吾人の希望に反し、第一酒税率ハ財政上の必要より増税の説行ハれ、第二自飲酒ハ将来之れを寛待して農民の便を凶らんとせり。余輩東都に在り親く之を聞て痛息に堪へざる也。今にして而して為す所なくんば將さに益々我業の困難を見んとす。蓋し今日の事全く議員其他政治家の我業の内状を知らざるに因るのみ。故に來る二月十五日を期し、全国酒造家有志協議会を開き、各自府県撰出議員の意見を叩き、我業の実状を陳述して、多年の希望をして初期議會に成立するの方を凶らんとす。全国の酒造家諸君、左の各項に依り期日御來会あらんことを希望す。

一月二十三日 東京に於て

- 群馬県酒造家 金井 貢
  - 愛媛県全 堀 内 熊太郎
  - 栃木県全 小 堀 貞吉
  - 香川県全 齊 藤 一
  - 醸造雜誌社 高 崎 修助
- (以下略)

この概文からはこの協議会で兩聯合会の組織合同を意図した内容はよみとれない。しかし、実質的にはその端緒を開こうとするものであったことは、その実施項目に「今回の運動につき……酒造家倶楽部を設け、二月十六日を以て第一協議会を開き、幹事等を撰挙し十七日京橋区有楽館に会合し以て運動の方法及び将来の方針を協議する」とのべ、また、二月十日の『醸造雜誌』(第五九号)は「首

唱者の計る処を聞く、……今回結果の如何に依り、來る四五月頃醸造工業の了るを俟ち、全国酒造会大懇親会を開くの計画を為すべしと言へり、左れば今回の会合は第一次帝國議會に對する運動のみならずして、將來全国聯合会の礎を定め、四月大懇親会の發起人会としてみるべき歟」と記述している。事実、この協議会が第一回全国酒家大会の発起大会となった。このばあい、協議会への参加資格を自由にしたこと、あるいはその目的を酒造業の衰頹挽回策の協議、府県選出議員を訪ねて意見を表白する、といった表現にしたのは、すでにみた酒造業内部の利害対立を回避しつつ、酒造家の全国的結集の実現を意図したからにほかならなかつた。右にみた概文によつて協議会に参加したのは秋田、栃木、埼玉、群馬、茨城、千葉、神奈川、山梨、静岡、愛知、奈良、三重、富山、灘、堺、島根、香川、愛媛、徳島、佐賀の諸県代表あるいは個人であつた。

以上、関西酒造家聯合会(明治二十二年十二月)↓一府十九県酒造家聯合会(同二十三年三月)↓全国酒家大会(同二十四年二月)という経路で酒造家が全国的に結集する過程をみてきた。ここで注意すべきは、これらの酒造家団体の組織の主体は、いまだ有志団体であるという組織的な限界を持つものであり、地域的な酒造家の利害対立を内在した組織であつた、という点である。次項において、第一議會にいたる兩聯合会および第一回全国酒家大会の政治課題の内容とその特質を検討するが、このばあい、兩聯合会は明治二十四年六月の第二回全国酒家大会の実現にともなつて組織を解散している。この時点で酒造家は実業団体として全国的に一個の階級として一応の結集を実現し、これ以降の酒造家の政治要求は全国酒家大会によつて階級的利害を政党および政府に反映することになる。したがつて、第一回全国酒家大会に結実していく兩聯合会の政治課題の内容は、これ以降の酒造家の政治要求の原型Ⅱ枠組と方向を提起したという点において重要な意義を持つものであつた、というべきであらう。

三 全国酒家大会の政治課題

第1表は第一回全国酒家大会およびこれにいたるまでの一府十九

- (1) 『醸造雑誌』第三号(明治二十二年十二月二十五日)。
- (2) 『醸造雑誌』第三十一号(明治二十二年十二月十日)。
- (3) このときの関西酒造家聯合会の議題は、一、関西酒造家聯合会仮規約書(四四ヶ条)、二、酒造聯合会議設立主旨案、三、酒造聯合会規約(三三ヶ条)であった。しかし、大会はこれらの議題を審議することなく、すべては「来る明治廿三年五月再び会合して論議評決すること」として散会したにとどまっている(『醸造雑誌』第三十二号、明治二十二年十二月二十五日)。
- (4) 『醸造雑誌』第四十二号(明治二十三年五月二十五日)、社説「日本酒造家の末路」。
- (5) 『醸造雑誌』第三十九号(明治二十三年四月十日)、雑報「一府十九県酒造家聯合会茨城支部発起旨趣書」。
- (6) 徳田浩淳編著『栃木酒のあゆみ』(栃木県酒造組合、昭和三十六年九月)、二七五―二七六ページ。
- (7) この第二回関西酒造家聯合会の大に難は最初から欠席し、界は大会の途中から欠席した。難の態度について『醸造雑誌』第四十二号(明治二十三年五月二十五日)は社説を掲げて次のように批判している。  
「…(難は)土地情勢を、異にする為め、協同すること、能はずとなすは、之れ販路拡張とか、又は醸造法改良とか、云ふことを専務として、会合せしことなれば或は之れ主産地たる、二地の如きに取りては、大に不利益のこと、存するために、合同なすこと能はずとするともあらん。之れ公平の眼光を以て見れば、自分勝手なる陋説なりと雖とも、自己営業を保護する点より見れば、又無理ならぬ、次第なるべきも、該会の如きは、斯る区々たることのみを、目的となし、設立せしものにあらずして、営業者と称する以上は、何処の本業も、同一に共有する所の利益を拡張し、弊害を除去する為めに、起りしものなれば、決して土地情勢の異なるを以て、合同すること能はずと為すは、大なる間違なりと云ふべきのみ。…」
- (8) 『醸造雑誌』第五十九号(明治二十四年二月十日)、広告。

第1表 初期酒造家団体の主要決議項目一覧

	1府19県酒造家聯合会 (明治23年3月)	関西酒造家聯合会 (明治23年5月)	第1回全国酒家大会 (明治24年2月)
酒造税	1 釀石数に課税すること、 但釀石に付金は、 第一類は4円、 第二類は5円、 第三類は3円、 其他は2円、と	1 減税、但釀石に付金3 円となすこと。	1 税率軽減のこと。
自家用酒	1 自家用料酒免許税を金3 円に増すこと。	1 自家用料酒免許税を金3 円となすこと。 2 濁酒醸造を禁ずること。	1 自家用料酒免許料を増加 すること。 2 自家用料酒は濁酒に限る こと。
その他	1 模範学校を建設すること。	1 納税期を4期となすこと。 2 模造酒に課税の禁ずること。 3 醬麴の自製を禁ずること。	

注 1 府19県酒造家聯合会は『醸造雑誌』第39号(明治23年4月10日)社説「1府19県酒造家聯合会に就て」による。関西酒造家聯合会および第1回全国酒家大会は石橋四郎編『酒造組合中央会沿革史 第1編』による。

政治課題の内容が両聯合会のそれより後退したものとなつたのは、すでに述べたように酒造家団体の利害対立内部矛盾の反映の

一府十九県酒造家聯合会から第一回全国酒造家聯合会にいたるまで共通した政治課題は、第一に清酒の酒造税の減税、第二に清酒と競合関係にたつ自家用料酒の免許料の増徴、の二点であることが知られる。もっとも、この二つの課題の内容は両聯合会と全国酒造家大会との間に相違があり、前者はより具体的な目標を掲げていたのに、これが全国酒造家大会ではたんに税率軽減あるいは免許料増加と規定するにとどまっている。全国酒造家大会の

結果を意味する。この点では全国的規模での酒造家団体の黎明期の組合運動の限界を示すものといわざるをえない。だが、こうした限界を内包しつつも、酒造家が全国的に結集して提起した最初の政治課題であったし、のちの運動の原型となった点に、その意義を認めることができる。全国酒造家の共通した政治課題として、清酒の酒造税の減税要求と自家用料酒の免許鑑札料増徴要求に結実していく過程は、他方では全国の酒造家が酒造業者として一個の利害のもとに階級的に結集していく過程でもあった。

彼らの二つの政治課題の内容は、いずれも酒造税則(明治十三年九月制定)中の改正を要求するものであった。現行の酒造税額(造石税)は、明治十五年十二月の酒造税則の改正(同十六年十月一日施行)の結果、清酒、濁酒、その他の醸造酒(一類)は一石に付四円、焼酎その他の蒸溜酒(二類)は一石に付五円、銘酒、味淋、白酒などの再製酒(三類)は一石に付六円にいずれも増税された(酒造税則第三条)。これまでの酒造税の変化を清酒に関してみると、明治十一年一石に付一円、同十三年一石に付二円、そして同十五年から四円と、二年おきに増徴されてきたのであった。他方、自家用料酒の製造は、明治十九年七月酒造税則附則の改正(同年十月一日実施)によって、自家用料酒の製造から清酒の製造を禁止して除外し、かつ製造者に資格制限(酒類受卸小売業者、飲食店又は旅館屋営業者、前二者の営業者と同居する者の製造禁止)をおいたとはいえず、酒造業者が当面問題としていた免許鑑札料は八〇銭(酒造一期の制限造石高は一種類の製造につき一石、酒造一期とはその年の十月一日から翌年九月三十日まで)にすぎなかった。この非営業酒としての自家用料酒は、これ以前の明治十三年九月の酒造税則の制定では製造酒類は無制限であり、しかも一石まで無税、一石以上は営業酒と同等に課税するというものであった。これが、十五年の酒造税則の改正によって、一率に免許鑑札料八〇銭を徴収することとし、造石制限を製造期間一期一石としたが、製造酒類には制限はなかった。その結果、自家用料酒の製

造免許者は激増し、営業酒製造業者の清酒の販売市場が圧迫されることとなった。それゆえに、酒造業者は、酒造業の「衰頹窮迫」の解決策として、一方では酒造改良運動を展開し、他方では酒造税の減税および対抗関係にたつ自家用料酒の免許鑑札料の増徴による自家用料酒の制限の縮小を実現するために、酒造税則の改正を要求するという、二つの政治課題を提起することとなった。

一府十九県酒造家聯合会の酒造税則中の改正を要求した明治二十三年十一月の陳情書は「我邦ノ税法多シト雖、増税ノ甚シキ、課税ノ重キ、未タ曾テ比類アルナシ」と酒造税の過重な点を批判してつぎのようにその問題点を指摘している。長文をいとわず引用しよう(一)。

「夫レ酒税ハ間接税ナリ、税率増加スト雖、酒価ニ加ヘテ需カハ営業人ト痛痒相関セサルモノ、如シ、而シテ其ノ実大ニ然ラス、何トナレハ、則チ需用者ノ収入ハ決シテ増税ト俱ニ多キヲ加ヘス、入ルヲ量リ出ツルヲ制スルハ一家経済ノ常態ナリ、故ニ増税ノ故ヲ以テ酒価遂ニ騰貴セハ人々其ノ購入ヲ節シ、遂ニ市場ノ不振ヲ致スハ自然ノ勢ナリ、……」

清酒一石ニ付金四円ト規定セルハ、禁止ノ主意ニ基クカ、将タ需用者生計ノ程度、能ク此ノ重賦ニ堪ユルト為シ、以テ之ヲ賦課セルカ、

其ノ禁止ノ主意ニアラサル固ヨリ啜々ヲ用キスシテ明ナリ、其ノ重税ニ堪ユルト為スモ亦恐ラクハ非ナリ、夫レ酒税ハ洵ニ間接ナリ、固ヨリ当ニ需用者ニ於テ負担スヘキナリ、然レトモ時ニ営業人ニ於テ其金額ヲ負担スル巴ムヲ得サルモノ在リ、乃チ独リ某等ノ私言ニアラス、財政学上ニ於テモ亦既ニ認ムル所ナリ、且

税則ノ煩苛ナル、記簿ノ為ニ人ヲ傭ヒ応答ノ為ニ時ヲ費ス等、其ノ生業ヲ害スル殆ト復税ノ感ナクシハアラス、

今試ニ其ノ原価即チ原料ノ米麴(處ニ依リ水代)ヨリ杜氏、家料等ヲ精査シ、以テ其ノ市価ヲ定メントスレハ則チ左ノ如シ

酒造十縣聯合會陳情書(明治二十三年十一月)

酒家業者の主張

斯ノ如キ算法ニ依リ市價ヲ定メ、以テ售ルヲ俟ツ、豈ニ難カラスヤ、蓋シ天下ノ物、各常價アリ、乃チ資金ヲ以テ標準トスル所ノモノ是ナリ、資金一円ヲ費シ之ヲ一円二十錢ニ鬻クハ則チ可ナリ、若シ増シテ二円モシクハ三円ニ鬻カントスレハ人皆其ノ高直ニ驚キ必用欲クヘカラサルモノト雖、相戒メテ購求セサルハ自然ノ勢ナリ、然リ而シテ酒税ノ苛重ナル、試ニ米一石ノ價四円トシ、因リテ以テ清酒一石一斗五升五合ヲ得ルトセハ、其課税ハ実ニ四円六十二錢ナリ、之ニ諸給料以下ノ費用ヲ加ヘ、以テ多少ノ利潤ヲ得ント欲スレハ、則チ之ヲ資金ノ二倍モシクハ三倍ニ鬻カサルヘカラス、然レトモ如斯ハ資金標準ノ常理ニ違ヘルヲ以テ決シテ行ハルヘカラス、乃チ間税ハ營業人ノ負担スル所ニアラス故ニ税額ノ輕重ニ視テ酒価ヲ昇低セハ足レリ、重課ト雖、曾テ營業人ヲ累ハサスト云ヘルカ如キハ固ヨリ事理ヲ解セサルノ臆説、取ルニ足ラサルナリ、縦令全ク需要者之ヲ負担スルモ猶ホ不可ナリ、何トナレハ、則チ十五年増税ノ時ニ当リ、商工振興人々給シ家々足ルノ概アリ、而シテ今ヤ則チ然ラス、不景氣ノ甚シキ、人々其ノ生計ヲ縮メ日夜營々、纔ニ能ク飢餓ヲ免ル、ノミ、寧口重税ヲ負担シ、之ヲ購フノ餘力アラシヤ……」

一府十九県酒造家聯合会は、酒造税は間接税ではあるが、酒造税の増徴↓酒価の高騰↓清酒需要の縮小↓酒造経営の悪化という論理で酒税の減税を要求しようとするものであった。このばあい、現行酒造税則が、清酒に課税の基準をおいている点について、これを、課税方法への改正を要求してつぎのように述べている。

「……夫レ課税ノ基礎ヲ定ムル方法ニ至リテハ、現行税則ハ之ヲ清酒ニ取レリ、故ニ峻厳苛酷ナル検査ヲ要シ、独リ營業人ニ於テ勤ナカラサル費用ト手数ヲ要シ、殆ト複税ノ感アルノミナラス其ノ間、又言フニ忍ビサル弊習ナシトセス、然レトモ現行ノ規定ヲ以テスレハ止ムヲ得サルノ勢、固ヨリ之ヲ奈何トモスルナシ、今若シ其ノ基礎ヲ清酒ニ取ルノ制ヲ改メ、之ヲ釀ニ取ラハ、下ハ以テ營業人ノ勞費ヲ省キ、上ハ以テ検査

ノ煩ヲ省キ、徴税ノ費ヲ減シ、而テ国库ノ收入モ亦行々増収ノ望ミナキニアラス、蓋シ清酒一石ヲ得ル釀ノ定量ハ一石一斗三升六合五勺トス、故ニ假ニ釀一石ニ対シ、三円ヲ賦課ストセハ、現行四円税ニ比シ五十九錢ヲ減シ、之ヲ二十年度清酒造石高二百九十八万五千石ニ拠リ積算スレハ、百七十五万八千八百五十四円餘ヲ減収セン、然レトモ自家用酒ニ課税セハ、十五年増税以來減少セル營業酒ハ其ノ反対ノ結果ヲ生スヘシ、即チ重税ノ為ニ減シタル購買力ハ減税ニ因リテ稍多キヲ加ヘ、輕税ノ為ニ増シタル自家用酒ハ重税ニ因リテ稍營業酒ヲ求ムルニ至ラン、而シテ現行税則ノ煩碎ナルカ為ニ廢業セル酒家モ亦其ノ簡明ナル改正ニ悦服シ、旧業ヲ復スルモノ必ス多カラン、而シテ徴税ノ經費モ亦頓ニ減少スルヲ以テ課税ノ方法ヲ改メ、之ヲ釀ニ取リ、且其ノ税率ヲ輕減シ、三円ト為スモ決シテ国库ノ收入ヲ損スルノ恐ナキノミナラス、後來必ス增收ノ裨益アラシ、……速ニ税則ヲ改正シ、課税ノ基礎ヲ釀ニ取リ、且其ノ率ヲ三円ニ輕減シ、而シテ自家用酒ニ重ク課税シ、以テ酒家ノ衰頹ヲ救済セラレシコトヲ、乃チ又国库ノ歳入ヲ増加スル所以ナリ……」

この陳情書に主張された釀課税論は、つぎにみる第一回全國酒家大會の議論の焦点をなすものであり、かつ酒造家の利害対立の中心論点をなすものであった。この陳情書では、課税方法の必要性を検査手数の省略と検査費用の負担輕減の観点から主張し、さらにこれと関連させて酒造税を釀一石に付三円に輕減することを要求している。このさい、釀課税方法の採用と、税率輕減によって生ずるであろう酒税収入の減少部分は自家用料酒の免許鑑札料の増徴の結果もたらされるであろう清酒造石高の増加（↑清酒需要の増加↑自家用料酒の減少）によって補填しうるものであるとして、課税方法の減税↓自家用料酒免許鑑札料の増徴というように両者は有機的関連のもとで主張されたものであった。これは、酒造業の衰頹の「原因頗ル多シ、而シテ其ノ大端ハ則チ課税の過重ニ在リ」、また「自家用料酒ノ害」は「明ニ營業酒ノ需要ヲ減セル理ナリ、……是レ亦酒家衰頹ノ一原因ナリ」との認識にもとづいて主張されたものである。しか

し、この自家用料酒の増加が營業酒の市場を縮小させる要因としてのみ把握したにすぎず、さらにこれに向つて禁止を要求する姿勢を持ちえずに、免許鑑札料の増徴にとどまっていたのは、この段階の酒造家の限界を意味するものである。たしかに、彼らは、自家用料酒の本来的意義が失なわれたとして、その矛盾を次のように指摘した。「蓋シ自家用酒ノ特典タル僻遠ノ細民ヲ惠スル所以ナリ、然レトモ今日ノ形勢ヲ以テスレハ、細民曾テ其ノ惠ニ浴セス、……試ニ思ヘ、僻遠ノ小民終日汲々トシテ糟糠ニタニ且飽ク能ハス、何ノ餘裕アリテ一石ノ自家用酒ヲ醸スラ得ン、蓋シ皆酒舗ニ就キテ之ヲ購ヒ、其ノ過重ノ酒税ヲ負担セルノミ、而シテ中産以上ナルモノハ其ノ餘リアル資力ヲ以テ恣ニ自家用酒ヲ製シ肯テ之ヲ酒舗ニ求メス、或ハ以テ傭錢ニ代ヘ、或ハ以テ吉凶慶弔ノ贈答ニ充テ、或ハ菽麦蔬菜ト交換スル等、其ノ弊漸ク將ニ盛ナラントス」と。本来自家用料酒の醸造は僻遠の細民の特典として認められていたものが、その現実には中産以上の資力ある農民の特典としての役割を果している、とその矛盾を認め、この意味からもこれに「重ク課税」する必要を主張したのである。

こうした一府十九県酒造家聯合会の主張について、『醸造雜誌』第三九号（明治二十三年四月十日）は社説を掲げて論評し、醪課税方法は「吾人の尤も賛成する所のもの」として歓迎しているが、自家用料酒については「自家用料酒製造を免許し置くは罪人を製する原料を興ふることなりと言はずんばあらず。之は吾人が禁院を可とする所以なり。兎に角、吾人は營業上の弊害たるを知りて之を甘んずるものにあらず、害と知らば飽までも挑撃せん」と批判し、自家用料酒の禁止を主張している。自家用料酒の製造それ自体の禁止を求める動きは、たとえば栃木県河内郡の酒造家は一府十九県酒造家聯合会の大会に先だつて「自家用料酒免許を全廃すること」を決議している（『醸造雜誌』第三六号、明治二十三年二月二十五日）ことにもみられるように、一府十九県の酒造家のある部分に内在したひとつの主

張となつていたことは否定しえない。しかし、のちにみるように地主を中心とした自家用料酒の製造地帯である東北・北陸（さらには関西酒造家聯合会では九州）の酒造家は自からも地主の側面を持つ立場からいっても自家用料酒の製造禁止を要求しうる社会状況でなかつたことも作用して、自家用料酒免許鑑札料の増徴の線で妥協せざるをえなかつた（次項参照）。以上は一府十九県酒造家聯合会の二つの政治課題についての論議の内容の概要であるが、この点については関西酒造家聯合会もほぼ同様の内容であつた。

ところが、第一回全国酒家大会では右にみた第一の清酒の酒税減税要求の問題はつぎのように変化した。すなわち両聯合会が一致して醪課税方法による一円の減税を要求して一石に付三円としたものを、単に「税率軽減のこと」と規定するにとどまつた。第二の自家用料酒問題は両聯合会が免許鑑札料八〇銭を三円に増徴すべきであるという決議にたいして、これも単に「自家用料酒免許料を増加すること」という決議を採択しすぎなかつた。こうした第一回全国酒家大会の要求内容の後退は酒造業者の生産地間の複雑な地域的な利害対立の妥協の必然的な結果を示すものにはかならなかつた。以下において、『全国酒家聯合会議事録』(2)（『醸造雜誌』特別附録）によつて、第一回全国酒家大会に結集した酒造業者の発言内容にもとづいて、この時期の利害対立の争点となつた清酒の酒造税の減税問題——とくに醪課税論をめぐる課税方法の論議をみることにしたい。

醪課税方法を主張した諸県は一府十九県（このなかで、埼玉県は現行の清酒課税方法を支持していた）、奈良県、鳥取県、愛媛県、徳島県、佐賀県の酒造家であつた。他方、清酒課税方法を支持したのは、主産地の灘・豊醸組（愛知県知多郡の半田・亀崎を中心とした中国酒の中心地）、および秋田県、三重県の酒造家であつた。神奈川県酒造家は「酒類ノ品質ニ依リテ課税ニ等級ヲ付シタイ意見」であつたけれども、この大会の論議の中心は醪課税論と清酒課税論にあつ

た。

すでに、醗課税論の論点については一府十九県酒造家聯合会の主張によつてみてきたところである。その主張の背景は単に清酒の検査手数の軽減・省略や、検査費用負担の軽減にとどまるものではなく、清酒販売上の問題が基本課題として存在していたのである。すなわち醗課税論を熱心に主張した栃木県の小堀貞吉はこの点について「醗検査法（醗課税方法、引用者注）ノ便益ナルコトハ昨日モ申述ベシタガリ果シテ本員ノ望ム通りニナレバ今日ノ如ク清酒ハ已ニ出来セルモ検査未済ノ為メニ売却出来ナイト云フ不便モナイ」と述べ、それは「我々營業者ノ便ト云フハ一休資力ノ乏シキ、即チ保約物ヲ出スベキ營業者ハ先ツ釀造資本ノ運轉ニ急ガシ、急ガシイ故ニ品物ヲ早く売ルノ必要ガアル」（傍点引用者）と説明している。現行の酒造税則の規定および明治二十三年八月制定の酒造税則施行細則について、この「検査未済ノ為ニ売却出来ナイ」不便の問題をみるとつぎのようであつた。まず、酒造税則では、すべての「造酒ノ石数ハ總テ管庁へ申出検査ヲ受クヘシ（十條）と規定し、さらには「検査未済シ酒類ヲ売却シ貸與釀與若クハ自家ソ所有ニ消費スルヲ許サス」（二十三條）明治十五年十二月改正）と心て未検査の酒類の販売は貸与、譲与、自家消費を禁止している。このばあい、十條違反はその販売代金を追徴し、さらにその石数に相当する造石税の三倍の金額を罰金として科す（三十三條）、二十三條違反はその石数に係る造石税に相当する金額の三倍を罰金として科す（三十三條）、という厳しい罰則を規定している。ところで、造酒の石数検査は酒造税則施行細則によると、「清酒ハ搾リ揚ケ滓引以前」（二十條）におこなふことと規定し、醗は石数検査の対象外におかれていた。そのため、清酒ハ已ニ出来セルモ検査未済ノ為ニ売却出来ナイ」という状況にあつたのである。しかも造酒器機は「管庁主任官員ノ封緘ヲ受ケ置キ使用スルヲキハ其旨申出開封ヲ請フヘシ（酒造税則二十五條）」といふがごとき「器械封印ノ如キ不便」から「一日早く

モ脱シタイ」という徳島県の紅露坦三郎が要求した観点からも醗課税論が主張されたのである。そして、さらに重要な点は大堀貞吉が強調した「資力ノ乏シキ」酒造家が酒造の仕込資金の運用のため、あるいは酒造税納入の必要から清酒の早期販売が要求されている、という実情があつた。また、この「品物ヲ早く売ルノ必要」は、この時期の清酒の釀造技術の未熟な段階の必然的帰結である。腐敗臭味の恐れから「永ク之ヲ貯蔵スル能ハス」という点からも、醗課税の有利性が主張されていた。それゆゑに、この醗課税論は釀造技術水準の低位な地方の酒造家および上方酒や中国酒の流入によつて地場市場が縮小しつつある「資力ノ乏シキ」地主兼兼営副業型酒造業地帯の酒造家に共通した問題として主張されたものであつたといふことができる。

以上にみた醗課税論に対して、主産地の意見を代表する愛知県知多郡の豊醸組取締（のち頭取）の稲生治右衛門は知多郡の意見は「雖ト大同小異デアリマス」とのべ、つぎのように醗課税論を批判する。すなわち

「醗課税ニ応理慮アリマスガ、此方ニ依ルモ参考ノ為メニ矢張清酒ヲ視察スルニ違ヒナイ、又今日ノ處デモ清酒ハ清酒醗ハ醗ト別日ニ檢スル少ナイ、大概ニ者相兼ネテ遣ル故醗税ニシタカラト申シテ格別ニ手数ノ減スル譯デナイ、其上本県ノ如キハ製造法ヨリシテ早く搾リ上マス故ニ醗膏ハ多イ、此充分沈澱セサルモノニ向テ課税スルハ收税的理論ノ好ム所デナイト考ヘル、而シテ此事ハ独リ我県ノミナラス醗ニ課スルヨリ生スル一弊ノ失ナリト考エマス……」  
 「手数省略云々ハ些細ナル事デア  
 ル、抑モワキ付ノ良否ニ因テ醗ノ膏ガ一定セス、彼ノ未熟ナル物ヤ確定セサル石数ニ向テ課税セラレテ酒造家ハ此デ安心シマスガ、此点ハ醗税ニ於テ大ニ顧ミルベキ事ト考ヘテ居ル」（圈点原文、傍点引用者）

とのべ、第一に醗課税であつても検査手数の省略にはならないし、これは「些細ナル事」であること、第二に釀造法からみて醗の容量

はワキ付の良否に左右されて一定しないばかりでなく、「搾り上」の時期が早い地方の酒造法は醗量が多いこと、など醗石数の不安定性を強調している。また、灘の代表として出席した武岡豊太は「私ガ本会ニ灘五郷総代トシテ出会シタルハ、発起人諸氏ヨリ申越サレタル書面、即チ税率軽減ト云フニ就キ、今日ノ税ハ高イ、軽減セネバナラヌトノ趣意デアル、醗税説ノ多数ニ決スルトキハ、私ハ委任条件外、権限外デアルカラ、之レニ同意スルコト出来マセン」と主張して、「灘ハ随分造石高ハ多イ、若全国ノ意見ヲ定ムルコト石数影響ノ上ヨリスレバ、私ノ一言モ亦随分重クシテ軽卒ニハ決心シ兼ネマスガ、所謂宣戰講和ハ兵ノ道ノミデナイ、私モ時ニ依リテハ戦フベキハ戦ヒ、和スベキハ和シマス」という態度であった。

愛知県豊醸組の稲生治右衛門、灘五郷総代の武岡豊太のいわゆる専業型酒造業地帯の主張とは別の視点から醗課税論を批判したのは三重県の今中忠であった。今中は「醗税説ハ種々手数ヲ省クと云フ利益ガアリマシヨウガ、酒税則ハ特別法デアル、特別法ナルガ為メニ亦特別ノ束縛ヲ受クルルハ自然ノ勢」といい、「是レハ却テ同業全体ヲ保護スル所以ト申シテ宜シイ」と酒造税則を美化し、「我々ハ免許ト云フ関門ニ当リ居ルコトナレバ検査ノ困難ナルハドウモ遠ニ除キ難イ、已ニ困難ヲ忍ブベシトスレバ、清酒課税ハ先ツ至当デアルト云フヨリ外ナイ」と論断している。また、秋田県の日景辨吉は「一己ノ資格ヨリ清酒課税ヲ可トスル、或ハ検査上ノ手数ヲ忌ンデ醗課税ヲ唱ヘラル、ガ、此手数コソ却テ営業家ノ経験ヲ増ス為メニ避クベキデナイ」と今中忠の説に同意している。

以上の清酒課税論ニ現行課税方法を支持した酒造家に共通した論点は、清酒検査手数が酒造家にとって不便とするか否かに向けられた。ただし、主産地である愛知県の豊醸組は醸造技術上の観点から清酒課税の有利性を主張したが、灘五郷総代の武岡は、何らその論拠を示さなかった。もともと、灘五郷は酒造税の減税ですらきわめて消極的態度であった。この点について武岡は「我々ノ意見ハ国家

財政上ノ許ス限り、軽減ヲ望ムモノデアリマス」とのべている。そして、灘は酒税の軽減運動を今回は見送り、「将来運動セント覚悟」しているという傍観者の態度にあったことに注視しなければならぬ。こうした灘の態度は、この大会で他地方の酒造家の厳しく批判したところであったが灘五郷は関西酒造家聯合会第二回大会に欠席したという状況からみたととき、この大会に出席したというそれだけの意味において、一定の前進があったと評価せずにはいられないものであった。それゆえに、奈良県の岡橋治右衛門の意見に代表されるように、「愛知トカ、灘トカ、東北トカ云ハズ、大体ニ就キ」この大会の結論を出したいという方向で論議が展開したのは当然なりゆきであったといわざるをえない。したがって、この大会の主唱者でもあった小堀貞吉をして「私ハ改メテ陳ベン、私ハ一府十九県ノ幹事トシテ、是迄醗税説ヲ熱心ニ唱ヘタモノデアル、燃レドモ今全国ノ為メニ一歩ヲ譲リ、清酒三円、自家用料酒三円ト云フコトニスル、……今持説ヲ曲グルモノハ情実上止ム得ザルコトデス、ドウカ此辺ヲ承知アリテ、一府十九県ノ意見ハ、一ニ主産地ノ為ニ自由ニナッタト思ハレナイ様ニ希ヒマス」と清酒課税論に妥協せざるをえなかったのである。これに対し、灘五郷総代の武岡豊太は「五番（小堀貞吉一引用者）ハ本員ニ対シテ注意サレマシタガ、私ハ決シテ左様ナ感ハアリマセン、唯正理ヲ唱フル計リデス、灘ハ造石高多イガ三十萬石餘ハ東京ニ売ル、目的ヲ達スル上ハ利害ハ御互デス」「単ニ税率軽減ト云フナラバ同意スベシ」とのべ、清酒一石三円とする大多數の要求を否定し、単なる「税率軽減」の線で歩調を合せるところを主張したのである。こうした状況をみても、灘五郷の発言はこの大会の動向を決める重さを持っていたといつてよいのである。醗課税論を熱心に主張した一人であった徳島県の内田哲太は「単ニ酒造税軽減、自家用料酒鑑札料増加トシタシ」と決定的に譲歩した提案をするにいたる。この提案が、愛知および灘の賛成を得、これがそのまま第一回全国酒家大会の決議となった。

以上、われわれは、全国の酒造家の当面した二つの政治課題の内容と、その提起されるにいたった過程を、酒造組合運動の展開過程にそくしてみてきた。まず、第一に酒造税の減税要求の点では難の消極的態度を含めて全国の酒造家に共通した政治課題ではあつても、酒造税の課税方法および税率の点では主産地の酒造家と地方の酒造家との間に決定的な対立が内在していたこと、第二に自家用料酒問題は清酒市場と対立・競合する点でその制限もしくは禁止の方向の二様の動向があり、この段階では自家用料酒の製造を制限する方向においてその免許鑑札料の増徴の線で一致したこと、第三に以上の二つの課題の具体的な内容を最終的に決定づけた最大のイニシアを難五郷を中核とした主産地の酒造家が掌握したこと、の三点にこの段階の酒造組合運動を特徴づけることができよう。第一議会議会に向けて、全国の酒造家がはじめて結集し、とにかくも酒造税軽減と自家用料酒免許鑑札の増加（さらには自家用料酒は濁酒に限ること）の要求を掲げることに成功した点を評価すべきである。このとき、第一回全国酒造家大会は「既ニ税則改正ノ請願ヲ為スト否トニ抱ラス本会議決ノ旨ニ依リ

第2表 第一議会における酒造税則改廃請願受理件数および請願仲介者の党派別（衆議院）

県名	件数	紹介議員	所属党派
愛媛県	20	藤野政高（他2名）	自由倶楽部
福島県	1	鈴木万次郎	自由倶楽部
富山県	1	南磯一郎（他1名）	自由倶楽部
千葉県	1	板倉胤臣	不明
島根県	1	岡崎運兵衛	大成会
岡山県	1	犬養毅	議員集会所
香川県	1	三崎亀之助	自由倶楽部

注 『議造雑誌』第59号（明治24年2月10日）、公明選挙連盟編『衆議院議員選挙の実績（第1回—第30回）』（同、昭和42年3月）。

貴衆両院議員及各政党ヲ歴問シ税則改正希望ノ理由ヲ陳情スル為メ毎府県委員一名ヲ選挙スルコト」、また「帝国議会議ニ請願シ及ヒ同議員並各政党ニ向テ陳情スル為メ請願書陳情書編成ノ為メ文章起草委員七名ヲ選挙スルコト」の議案を可決し、第一議会に対して以上のべた二つの政治課題を請願・陳情した。また各県も減税を求め酒造税則の改正を衆議院に対して請願しているが、その請願状況を見ると第2表のとおりであった。第一議会の段階から、請願の紹介議員の政党は自由倶楽部、議員集会所のいわゆる民党議員であった点に注視しなければならない。島根県の紹介議員はいわゆる吏党の大成会であったのは、この県の六人の議員のうち五人までが大成会所属であったという事情によるものである。このなかで注意すべきは、福島県および富山県の請願内容は、酒造家の意図とはちがって、地主層による自家用料酒の製造の自由を要求した酒造税則附則の廃止あるいは免許鑑札料の廃止を訴えたものであったことである。こうした自家用料酒の製造の自由を求める動きは、地主層を中心としてこれ以降も続けられる。そのために北陸および東北の酒造家は自家用料酒の製造禁止を正面から論議しえない状況におかれていたといつてよい。こうした点からも、東北地方の酒造家と他地方の自家用料酒の禁止を求める酒造家との間に利害の対立点が内在していたのである。

- (1) 前掲、『統籌酒造沿革誌』、『酒造組合中央会沿革史 第一編』参照。
- (2) この全文が『酒造組合中央会沿革史 第一編』に採録されている。
- (3) 『明治財政史』第六巻参照。

#### 四 第四議会下の増税反対運動

第一議会の開会に向けて全国の酒造家は、酒造税の減税と自家用料酒の免許鑑札料の増徴の二つの主要な政治課題を掲げて全国酒家

大会に結集した。しかし、この時点での全国酒家大会は発起大会的性格ももち、その組織はいまだ有志者の大会に過ぎず、したがって役員もその後の運動方針も決つていない。役員をはじめ二つの政治課題を解決するための具体的な運動方針の確立はすべて第二回大会の開催いかんにかかっていた。第二回大会は前大会の四ヶ月後の二十四年六月、名古屋で開催されたが、これに先立ち同年四月に大会準備委員会を開き今後の酒家大会の運動方針を協議している。

この準備委員会の論議では、「甲は大に費用を全国酒造家に徴して美事なる運動を試みん」と主張し、「乙は我説の取捨は政府議会の意に在り、我同業は飽迄正義公論に訴ふべし、外見の花々しきは好む所にあらず、又其運動の方法に依りて満天下の指斥を受くることなきを期すべし、意達せざれば二期三期又四期の議会に訴ふべきのみ、一時に疲るゝは取る所にあらず」と、関東の積極論と関西の消極論の対立があった。結局、「乙説勝を占めて費用総て節約を守り我業の衰頹を知らしむべし」の消極的な運動方針を決定した(1)。

こうした点からみても、この大会以降の関東・東北の酒造家は小堀貞吉に代表される「常ニ利益ヲ主産地タル灘地方ニ占断セラレ」るという意見を持つにいたる。それゆえに、この第二回大会の役員選挙が全国の酒造家の注目をあびたのであったが、この点について醸造雑誌の記者は「之れに対しては『ウカ』とは口走りすまじと記者は疾る心を引締め居りぬ」とのべ、「思ふに傍観生は関西が関東かの人なるべし(2)」と、関東・関西の対立の激しさを暗示している。この大会が、会長に関西(灘)の渡辺徹、副会長に関東(栃木県)の小堀貞吉を選出して、その妥協をはかったのは以上の理由があったからであろう。

ところで、この大会も前大会と同様の二つの政治課題を決定した。第一の減税問題は関東・東北の醸課税論を明確に否定して醸に課税せざることとし、現行税率を各酒造税(一類、二類、三類の区別なく)一石に付一円宛を軽減することとし、第二の自家用料酒免許

鑑札料の増徴問題は鑑札料二円を課すこと、およびその取締を要求して罰金を五円以上五十円以下(現行三元以上十千円以下)に改正すること、の二点を決議した。これは前回の大会に比べて、より具体的な要求内容を提示したものであったとはいえず、こうした政治課題を実現する方法は、もっぱら「我業の衰退を知らしむ」という消極的な観点からの貴衆兩院および政党、議員への歴訪、請願、陳情を型どおりにおこなうというものであった。こうした全国酒家大会の消極的な姿勢を批判して国民協会系の東京『中央新聞』の筆主大島貞益は「全国酒造家会議に一言を呈す」の社説(『中央新聞』明治二十四年九月三日)で、「諸君初より此運動を起さざれば則ち止む、既に之を起さば必ず其事を貫徹するの覚悟なかるべからず、而して其事の成否は頗ぶる其方法の如何に関する者あり(3)」として、つぎの四点を提言して批判した。

「今唯其大概を汎論せんに、第一是れまで酒造家諸会議の政府に呈出し、若くは世間に發表せる書類、大抵は皆文辭通暢ならず、議論周匝ならずして能く酒造家諸君の意思を闡明し得たる者少し、是れ吾輩が経営及び法律専門の人に於て其任に堪ふべき顧問を雇ふべしという所以なり。第二実業家諸子は政海奔走の事に慣れず、従て事実の採訪粗略にして空しく機会を失すること多し、是れ吾輩が事実の採訪に其人を擇ぶべしという所以なり。其三酒造家諸君の議論は、其同業諸君の内在には固より互に熟知し尽す所にして事新しく之を述るもうるさき程の事なるべけれども、其同業の範圍外に在ては事実意外に明らかならず、……是れ吾輩一ニ新聞に托して勉て事実を世に明らかにすべしという所以なり。其四従来酒造家大会の決議せる条件は、皆委員を選て其実行を委任せしことなるべけれども、委員の権限大ならざれば細事に至るまで専決するを得ず、……是れ吾輩が権限広濶なる委員を東京に常置し、大抵の事皆其専決に任すべしという所以なり。」

大島貞益は、積極的に運動を推進するために、経済や法律の専門

家の雇用、政府および国会の動向を積極的に取材し報道するための探訪家の雇用、酒造家の疾苦あるところの実態を世論に訴える手段として都下の名望ある新聞社との提携、さらに内外の急変する情勢に敏捷に対応しうる常任委員制度、を提起したもので、これは関東・東北の酒造家の主張と軌を一にした批判であった。こうした積極論は関東・東北の酒造家の運動の理論的指導者である醸造雑誌社の社主高崎修助の主張でもあった。明治二十四年九月十日の『醸造雑誌』(第六九号)は大島のこの主張を転載して「(この)評論を閲読するに、適切懇致能く事實を悉されたるに感ず」として観迎したのち、「本社高崎亦常に此説を主張せり、今偶然氏の説と符合す」と記述している。

こうした内外の厳しい批判と、事態の急進とは、酒造組合運動を積極的に展開せずにはおかなかった。第一議會以来の政府といわゆる民党の対立をのりきり、「明治末路の一戦」を戦うために元勳総出の強力内閣を組織した第二次伊藤博文内閣は、第四議會(明治二十五年十一月)の開会の冒頭に酒造税の増徴を含む歳出予算案を提出したのである。第一議會と第二議會に対する酒造家(全国酒家大会)の取組方は、大会の決議である酒造税の減税と自家用料酒の免許鑑札料の増徴を両議會および両院議員に陳情・請願し、その実態を説明するにすぎないものであった。第二議會は解散のために「請願書モ亦廃紙ニ属シタルノ不幸(4)」という程度の認識にとどまっていた。第二回総選挙(明治二十五年二月)の直後の第三議會(同年五月)に対する態度は「新議會は日数を少なく、到底請願書を議するの餘裕なかるべく故に請願書の提出は見合す」という方針であった。さらに、「總會と請願書とは別問題」であるから第三回大会を開催すべきであるとの要求を拒否して「固より請願書を提出するも審議の暇なきを以て出さずとれば、未だ名古屋大会(第二回大会)引用者の決議を實行しつつかある道中にしで、別に總會を開く可き程の問題なし(5)」と主張して予定の第三回全国酒家大会さえ中止するあり

ぎまでであった。第三回大会すら開かずには消極的態度をとりつづけてきた酒家大会の役員にとっては第四議會に提出された酒造税の増徴案はまさに「震雷一声」であり、「本業ノ浮沈機一髪ノ間」という危機感から一転して増税反対運動を積極的に展開するにいたる。伊藤内閣は、田畑地価修正だけを唯一の譲歩として、軍事費(製

艦費)、治水事業費の増加を含む総額八三七五万円の歳出予算案を提出した。この歳出予算は二七〇(二八〇)万円の歳入不足を生み、その不足額を「先づ人生の必要品でない酒、煙草の税率を増し、又先づ財産ある人の負担に帰する所得税の階級を改めるのを適當の処分と認めまして、即ち田畑地価特別修正法案と共に、酒造、煙草、所得税に関する各種の改正法案を提出せよ(6)」(十二月一日、渡辺大蔵大臣の衆議院本会議演説、傍点、引用者)したと言明したのである。「人生の必要品でない酒」に対する増税法案は第3表のごとく、酒造税則中改正による造石税の増徴(営業酒)、酒造税則附則中改正による自家用料酒免許鑑札料の増徴、北海道における特別酒造税則中の改正による造石税の増加

第3表 第四議會における酒税の増税法案の内容

政府提出法律案名	主要な改正・新設目的	増収見込額
酒造税則中改正法律案(営業酒)	造石税 1石につき 一類 現行 4円を5円に増税 二類 " 5円を6円 " 三類 " 6円を7円 "	160万円
酒造税則附則中改正法律案(自家用料酒)	免許鑑札料の増加	21万余円
明治二十二年法律第二十四号中改正法律案(北海道)	造石税の増加	5.8万円
酒精營業税法案(新設)	アルコールの取締	25 ~ 30万円

注 『大日本帝國議會誌』第二巻による。

の増税三法案のほか、酒精（アルコール）営業税法案の新設を内容とするものであった。これらの諸法案の提出理由について、政府委員田尻稲次郎（大蔵次官）は、衆議院本会議で次のように説明している。まず、清酒等の営業酒の増徴は「田畑地価特別修正法案と関連したるもの」として「本年の予算丈の事を致しますには、財源が足らぬ所よりして、以て地価修正に依つて減ずる丈、其減じたものと云ふものをば今後は又歳入残餘より補ひ得ると云ふ所で、どうしてもそれより又先きに不足を生ずると云ふことがあると云ふ計算は明かでありますから、彼と是と相待つて遺る訳であります」とのべ、酒造税の増徴は地価修正により生じた減少分と、「それより先きに不足を生ずる」分の補填を意図したものであった。他方、自家用料酒の免許鑑札料の増徴は「来年の財政計画の一部ではあります、併ながら是は本則の即ち酒造税則と相並び行はるるもの」であり、北海道の特別酒税の増徴も「内地に於て酒造税と云ふものが殖えますからして、どうしても北海道に於ても之が殖えなければならぬと云ふことに立至る」と、内地の清酒等の営業酒の増徴の結果、それに見合つて増徴したものであった。酒精営業税法は、輸入アルコールの取締を目的としたものであった。以上の酒造三税の増徴で一八六万八千円余、酒精営業税法から二五万円と三〇万円、合計約二二二万円と二一七万円の歳入増加をはかる計画であつて、歳入不足額の約八〇パーセントを占めるものであった。

減税運動を進めていた全国酒家大会の役員にとつて、突如提出された酒造税の増税法案はまさに「震雷一声」であり、東京に滞在中の大会役員すら予期せぬところであつた。政府が増税法案を提出した翌日（明治二十五年十二月二日）、在京中の愛知県の田中清八、同小栗平蔵、同田中恵美蔵、埼玉県の栗林安兵衛、神奈川県の山田嘉毅、群馬県の金井貢、これに醸造雑誌社の高崎修助、東京の神谷伝兵衛、同荒木重治、同赤坂藤三郎らは、とりあえず日本橋の柳屋に会合し、十二月八日を期して東京に部長会もしくは有志会を開くことを

決め、ただちに招集状を發した。その招集状は「震雷一声、酒造税増加法律案ハ、既ニ帝國議會ニ墜落セリ、三百ノ頭惱其傾向如何、本業ノ浮沈機一髪ノ間ニ迫レリ、此時ニ於テ我營業者ハ之ニ處スルノ策ヲ講ゼズンバ、十年ノ勞苦一朝ノ水泡ト相成可申、且ツヤ酒家団体ノ必要ハ誠ニ此時ニ在リ、若シ之ヲ傍觀シ、袖手ニテ止マン乎……」とのべている。彼ら積極派は明治十五年の酒屋會議の増税反対闘争と国会開設以来の減税運動の「十年ノ勞苦」を思うとき、灘五郷の「酒造軽減ノ問題ハ、俄ニ同意ヲ表スベキモノニ無之」として酒家大会に消極的、傍觀的態度をとり続けてきたことに對する年来の不滿を「酒家団体ノ必要ハ誠ニ此時ニ在リ」と主張して主産地を批判せずにはいられなかつたのであろう。この「浮沈機一髪ノ間」の緊急事態をつげる招集状の電報を前にした各地の酒造家は「何れも非常の激昂にして假令一時其業を停止するも政府の提出案に反對するの覚悟を現したり」と大阪の「醸造新報」第十号（明治二十五年十二月十三日）は主産地の動向を次のように記述している。まず、傍觀主義者として批判された灘五郷の酒造家は「酒造増税法に對して反對の運動を試みん為め去る八日灘御影町山海樓に於協議會を開きたり……多くは這回の税案に係る絶対反對者なれば何れも異議なく飽まで反對の運動を為さんことを約し、夫の来る十四日を期し開設すべき兵庫県酒造家大会へは各郷より三名以上を出席せしめ、傍ら有志者の出席を促がし、且つ五郷よりは上京委員二名（人名未定）を撰定して大会より上京すべき委員と共に袖を聯ね同一の運動を為さしむること等を決議したり」とのべ、「聞く所に拠れば灘五郷酒造家の決心は萬一這回の税案にして通過する等の場合あらんか、其際は自家の營業を中止しても絶対的の反對を遂げん意氣込なりとぞ」と伝えている。京都の酒造家も、五日京都河原町の共楽館に臨時總會を開き、「一般に減税を望む折柄なるに却て増税せられては到底酒造家の困難云ふべからず」の態度をとり、反對運動を決議した。伏見の酒造家も同様の態度を五日に決めている。他

方、大阪・堺の酒造家は「京都、大阪、兵庫、堺、灘の同業者と団結して交友会と云ふを設ければ離ればなれに運動せず此際交友会一束の大会を開き大に運動せん考」<sup>(7)</sup>えであつた。

全国酒家大会在京委員の招集状に於て十二月八日の部長会・有志会に結集したのは、一府十九県酒造家聯合会側は岩手、秋田、栃木、群馬、埼玉、茨城、千葉、東京、神奈川、静岡、関西酒造家聯合会側は愛知、三重、京都、島根の二府十二県で関東・東北の酒造家を中心としていた。主産地のうち、京都および愛知県のみが出席し堺は九日に代表の選出をおこなつており<sup>(8)</sup>、灘五郷が結集するのは増税反対運動が大詰を迎える十二月中旬以降のことであつた<sup>(9)</sup>。そのために、八日、九日、十日の三日間にわたる部長会および有志会（九日に全国酒家大会にきりかえる）の運動方法の討議は、東北・関東の酒造家を中心に進められることとなつた。この会議に参集した各県の代表は「満腔に不平」をいだし、「悲憤の語氣」をもつて、次のごとき運動方針を決定している。「第一増税案に対する運動方法として左の事項に従ふ 帝国議会へ請願する事、特別委員を訪問する事、貴衆両院各議員へ意見を呈する事、大蔵及農商務大臣へ陳情すること<sup>(10)</sup>」とし、運動のための特別委員八名を選出し、他の上京中の酒造家は適宜運動をおこない毎日事務所に報告し意見をのべることにした。また、酒造税則附則（自家用料酒）については「地租五円以上を納むる者、官吏及其待遇を受くる者、所得税を納むる者、前項の者の同居の家族及同居者は營業酒造石税と同率として其製造高は一石以内とする事、以上の資格なき細民は製造制限を一石以内として五拾錢の鑑札料を納むる<sup>(11)</sup>」の意見を採択した。以上のうち、請願は「従来請願し来る主旨に準じ減税を請願」すること、また減税増税反対問題、自家用料酒問題等について「公会演説会を開き全国酒家大会の意向を公衆に告白する事」を決議し、街頭運動にまで及ぶ活動方針であつた。酒造税則中改正法律案（營業酒の増税）が衆議院で否決された十二月十六日までの全国酒家大会

の活動経過をみると次のようである<sup>(12)</sup>。

十二月二日 当時在京の同業及び東京府下の有志相計り日本橋区柳屋に會し、其月八日を期し東京に部長会若しくは有志会を開くことを決し直に招集状を發す。

同三日、四日、五日 前会の決議（第二回大会——引用者）に依り各政党内閣及議員を歴問して反対運動を為し、且つ陳情書を上下兩院及自由党、改進黨、国民協会、共同俱樂部中央交渉部、東北団体芝集會所へ提出す。

同六日、七日 部長会の準備及び運動。

同八日 此日より追々部長有志上京す。此夜柳屋に會し協議事項を定め直ちに運動の方針を決行す。委員長渡辺徹氏より意見書且運動依託の書状達す。

同九日 厚生館に會議を開く、左の運動委員を選挙す（括弧内は引用者注）

鈴鹿辨三郎（京都、大会委員）、小堀貞吉（栃木、同）、原源藏（島根、同）、今中忠（三重、同）、宮川作藏（茨城）、横田良介（埼玉）、高崎修助（醸造雜誌社主）、赤阪藤次郎（東京）

同十日 前日に引続き厚生館に會す。……本日をも以て酒税法案の外一切協議事項を決了す。運動前日の如し。

同十一日 集會所を田口亭に移し、酒精法案の協議会を開き其意見書を起草す。運動前日の如し。

同十二日 酒精法案特別委員及び外務省を訪ひ吉田交際官に面會意見を開陳す。

同十三日 運動前日の如し。此日委員会を事務所を開き義捐金募集、附則に関する運動方演説會準備の協議を為す。尚委員詰所を上総屋と定む。

同十四日 運動前日の如し、此日厚生館に對議會実業家政談演説会を開き、専ら増税の否決附則の改正、酒精問題に付大に意見を發表す。聴衆一千人無事閉會を告ぐ。

同十五日 此日錦輝館に実業家政談大演説会を開き、我酒家大会の公論

を輿論に訴ふ。弁士に立川代議士、山田(泰蔵)代議士、金井、山田等の代議士臨場ありて一層の気焔を吐けり。了て政治家実業家と東大懇親会を開く。

同十六日 此日衆議院増税法案特別委員報告あり、大多数を以て否決せらる。委員及び府県上京委員傍聴者忝々雀躍事務所に飛報し、事務所は直ちに全国の部長に発電して否決を報す。

以上の経過から、われわれはこのときの増税反対運動がきわめて短期間にしかも濃密な運動を展開して増税法の否決をかちとつたことを知ることができ

る。ことにこの運動の全過程を特徴づける点は酒造家の増税反対運動と自由党・改進黨等のいわゆる民党の民力休養・政費節減の主張とが結合して院内外が一体となつて展開されたことである。十二月十五日の神田錦町の錦輝館で開催された酒造家と代議士等の実業家政談大演説会はその象徴であつた。この演説会の弁士となつた四人の代議士はすべて弥生俱樂部(自民党)所属議員であつたから、そ

第4表 衆議院における酒造税諸法案審査特別委員の性格

委員名	選挙区	所属派	性格
○島田三郎	神奈川県川崎1区	議員集會所	酒造業
山田折田	神奈川県川崎5区	議員集會所	
折田野	神奈川県川崎2区	議員集會所	醬油業
○鈴木三郎	福岡県福岡8区	議員集會所	
色川石井	新潟県秋田4区	議員集會所	酒造業
武金小	群馬県馬場2区	議員集會所	
小野吉彦	群馬県馬場1区	議員集會所	

注1 「大日本帝國議會誌」第2巻、『衆議院議員選挙の実績』、『酒造組合中央沿革史 第1編』による。  
2 ○印は委員長、●は理事を示す。

の演題もたとえば金井貢は「民力休養の実」、山田嘉穀は「政費節減と増税法」というものであったのは以上の理由からして当然のことである(13)。ことに、全国酒家大会役員と衆議院における金井・山田の両代議士は絶えず緊密な連絡をとり運動の全過程を指導しているのは、金井(群馬二区)および山田(神奈川県川崎五区)は全国酒家大会の役員立場から第二回総選挙に立候補して当選した酒造家であったからである。したがって、全国酒家大会の増税反対運動は院外の栃木県議員の小堀貞吉——院内の衆議院議員金井・山田のラインで、院内外の活動を接続させて運動を統一的に展開したのである。そして、この運動は自由党・改進黨の民力休養・政費節減の主張の支援をうけていたから、最初から有利な立場を得て集中的に強力に推進していくことができた。まず、自由党は十二月三日に代議士總會を開き、政府提出の酒造税則中改正法律案を否決する態度を決め(14)、衆議院における同法案等特別委員の選出九名中、金井貢・山田嘉穀等六名を送りこんだ(第4表)。委員長鈴木三郎(新潟八区、弥生俱樂部)は委員会でも酒造税則中改正法律案(營業酒増税法)を否決した理由を次のように議院に報告している(15)。

……此案は否決することに至りました。此否決の理由は……全体此案は地価修正の政府案を發しました故に、之に關連致しまして即ち地価修正の填補するの趣旨に、出たこととございます。然れども委員は之を否決致しました所に就いては二つの要点があります。第一には此地価修正のことは既に政府に於ては議案を發し衆議院に於て通過致しましたることであるから、無論是は貴族院に於ても可決致すことは論を竣たぬことであらうと素より考へます。然して此地価修正に充つる所の金額と云ふものは政府は此酒税の三案を以て充つるというのでありますけれども委員は第一期議會よりして政費の節減より五百萬円余の金額は年々剩余金がありますこととあります。即ち本年の議會に在つても予算委員の手には即ち政費のことに就いては既に決する所もあり、又是より同意を得て此節減と云ふものは必ず出来るものと考へました。故に此特

に酒造税を以て填補致さずとも、必ず此地、他、修正に、充つる所の金額は、國庫の節減を致した所の額を以てすれば十分あり、あると云ふ一の要点であります。況や此酒造税のことは今尚ほ此税の厚きに苦しむと云ふことは、既に年々請願書を酒造課税人より出したる所より見ても決して軽いものとは見ない。……只今の場合に當つて地価修正のために之を増す必要は委員は見ないことである。第一には近頃此模造酒のために余程「アルコール」の輸入が多くなつて居ります。……此酒造には「アルコール」と云ふ輸入物の關係が大にあり、實に是より酒造のことは或は大に減縮する現況が来らんも測り難い。此時に方つて唯地価修正のために今の酒造税を改正すると云ふことは、甚だ得策でないこと云ふことを委員は認めました訳であります。既に此酒造のことは唯税を多く集むるのみを考える訳には往きませぬ。今の通り模造酒等のことよりして或は此酒造の歳入に大に影響を生じ、或は又米価等のことに至つて如何様の変動が生じまいとも言ふべからざることであり、實に此税のことに就いては大に考へざるを得ぬことと考へます。既に此二点の理由を以て、今の地価修正のために、地価修正に用ふる所の金額のために、此酒造税を増加すると云ふ必要はないと云ふことに委員は決定致しました。(傍点引用者)

衆議院における民党の酒造税の増徴案否決の要点は、以上の鈴木特別委員長報告によれば、地価修正の結果生じる歳入不足は政費の節減によつて充分補なえるとして、政府の提案理由に反論し、かつ全國酒家大會の主張である模造酒の増加によつて清酒市場が縮小している実情のもとでの酒税の増徴は清酒の醸造の「禁止税」的性格をもつ不当な政策であると論断するものであつた。他方、「第一回よりして政府を賛けた所の吏権党の一人」であるとのべ吏権の隊長を自ら表明してはばからぬ旧大成会所属の栗谷品三(大阪一區)は實業家保護の立場から、酒造税の増徴に反対するとして次のように主張している。「此度政府の出した所の此増加する所の酒の税と云ふものは、實に実業家に於ては誠に大困難であります。政府は如何な

る所の方針でありますか。……實に今日の民間の有様は如何でありませう。政府は農家に心を寄せて、實業の工業のと云ふ所に眼を著けぬである。今日工業、酒、煙草、此の業をする所の者は沸くが如くではありませぬか。此上政府は斯の如き方針を執るときは、實業家は實に如何せんか実に寢食も安からぬ所であります(16)。」と。こうした吏権の主張は、たとえばつぎの国民政社の決議にもみえてゐる。すなわち、旧大成会、旧協同俱樂部所属および無所属の吏権議員である曾根荒助、牧村真等の国民政社は、「酒造税煙草税所得税を増加するは實業の發達を妨ぐるものにして、傍ら輸入品を増加し國民經濟を紊るものなり、地価修正を為すには別に財源あり(17)。」とその態度を十二月三日に決定していた。かくして、政府提出の酒造税の増徴案は、民党は政費節減、民力休養の立場から、吏権は實業家保護の立場からそれぞれ反対し、圧倒的多数で否決したのである。

これ以降、全國酒家大會の役員は増徴案否決の成果を基礎に活動が活発化し、翌年(二十六年)一月末日まで自家用料酒問題および酒造營業税法案に対して積極的な取組みを続けた。前者は否決、後者は貴衆とも可決したが、ことに前者の自家用料酒の免許鑑札料をめぐる、政府の増徴案に対して、鈴木萬次郎・野出鏞三郎ら東北選出代議士は免許鑑札料の減税を主張して、建議案(修正案)を提出したために、事態は複雑かつ緊張することとなつた。ここでは鈴木らの建議案をめぐる論議を通して、この段階における自家用料酒問題の特徴をみておきたい。

いま、全國酒家大會の自家用料酒問題についての活動経過をみるに次のようである(18)。

十二月十七日 再び柳屋に會し、請願の件を議す。減税等の請願は一先中止し、自家用料酒及酒精税法案に対する請願をなす事に決す。……同、十八日 起草の委員請願書を浄書す。在京委員の調印を取揃ふ。

同 二十日 自家用料酒に付上院は林宗右衛門氏、下院は山田嘉穀氏の紹介を得て、請願書を貴衆両院に奉呈す。是より後は専ら附則請願及び酒精法案に対し運動を勉む。

同 廿一日 鈴木萬次郎氏自家用料酒に付建議する報に接し、在京委員其反対を主唱し、再び大に運動を試む。

同 二十二日 鈴木案反対運動に対し意見を自由、日本、毎日及各地著名の新聞に寄書し、且つ特別委員を自宅或は議会に訪ひ駁論す。

同 廿四日 鈴木案反対運動の爲め、明年一月八日を期し、委員部長を東京に招集することに決し、直に招集状を發す。……新聞紙千五百枚を全国同業及両院議員に郵送す。

同 廿五日 各部長及有志に鈴木案の運動方針に付通牒を發す。……廿六、廿七、廿八、廿九、三十日 前日に引続き運動し、今三十日を以て事務所を閉つ。

二十六年一月四日 事務始めとして高崎、赤阪の両委員及び書記事務所に會して諸般の打合を爲す。

……(略)……  
七日 明日の協議會に付議案を編纂す。近県部長等來着するものあり。

……  
八日 錦輝館に協議會を開く。……  
九日 昨日決議に係る第一、二項運動の方針を画し在京者代議士歴間方の部署を定む。

……(略)……  
十二日 衆議院請願委員長に左の陳情書を呈す。  
酒造税則附則改正請願ノ義ニ付申請

……(請願文略)……  
十三日 自由党、立憲改進党、国民協會、協同倶楽部の四団体に対し左の照會文を發す。

一、酒精營業税法案の件  
一、酒造税則附則改正の件

……(照會文略)……  
十四日 此日衆議院に附則改正案及酒精法案の議事あるを以て、午前全

数の議員に我意見書を送呈す。自家用料酒は政府案及鈴木案共に否決となり、酒精法案は我希望の如く改正ありて可決せらる。唯其実施を七月一日とせられたり。右決議を各部長及出京員并に寄附金諸氏に通報す。

以上の経過が示すように、全国酒家大会の役員が自家用料酒問題に本格的な取組みを開始したのは明治二十五年十二月二十日からであり、いわゆる鈴木案が問題となったのは翌二十一日からであった。政府案、鈴木案ともに衆議院で否決された翌二十六年一月十四日までの全国酒家大会の活動は、まさに「変転、慘沮たる奔忙苦心」の連続であったといえよう。

政府の酒造税則附則改正案  
|| 自家用料酒免許鑑札料増徴案は「従来酒造家が希望せし所の目的に幾分か満足を与へたるもの(註)」と評価されるものであった。第5表のごとく、政府案の修正として提出されたいわゆる鈴木案とよばれた附則改正建議の内容は、全国酒家大会役員の表現によれば「不当なる最も不公平な

第5表 自家用料酒免許鑑札料の増減案

政府原案		鈴木修正案		全国酒家大会案	
課税区分	鑑札料	課税区分	鑑札料	課税区分	鑑札料
甲種(2石以内)	3円	1石5斗以内	1円	1石以内	3円
乙種(1石以内)	1円50銭	1石以内	50銭	5斗以内	50銭
丙種(5斗以内)	50銭	5斗以内	20銭		

注1 『大日本帝國議會誌』第2巻、『酒造組合中央會沿革誌 第一編』、『醸造新報』第11号(明治26年1月15日)により作成。

2 鈴木修正案は、制限造石高を3石までとし、5斗を増加することに50銭を加算する、としている。

る」もので「中等以上」の農家に利するものであった。全国酒家大会在京委員は鈴木案の衆議院否決の運動方針を決め、各地代表の東京への招集を激したなかで「思うに今日の代議士は多く農家に偏重なるの嫌ひある者なり」と不満を述べている。事実、明治二十四年における自家用料酒製造者約九七万人のうち、約五八万人は上流の者であるといわれていた。また、その最も盛んなる地方は奥羽地方であった。

修正案提出者鈴木萬次郎（自由党 福島三区）は衆議院においてその提案理由を次のように述べている（20）。

「……本員の提出致しましたのは最下等が二十銭、次を五十銭、其一番上を一円と致しまして、そうして其趣意たるや此濁酒なるものは清酒の如く、売買射利のものではない、夫の農家が自ら耕やし穫たるの米を以て餅に春いて喰べると決して達庭は無いのである。決して課税するの性質のものではないのである。然るに今日之に向つて八十銭を課税して居ると云ふことは甚だ其当を得ぬものであるが、併ながら若し之を無税と致したならば其取締上に於て甚だ不都合を生ずるがために、延ひて清酒の醸造にまで影響を及し延ひて国庫歳入に關係を及すと云ふことであるから、是が取締上止むを得ず之に課税したものである。……」

鈴木らは、自家用料酒は売買射利的なものでないから本来これに課税するのは不当であるという。これに対して、井上角五郎（中央交渉部、広島九区）は衆議院において、酒造業保護の立場からこれを批判して次のように主張している（21）。

「本員の考へるに日本全国幾多の自家用料、どぶ酒を造ると称して、而して酒屋が売買している。清酒と同一なる酒を造つて、或は一石造ると云つては度々循環の法を用ひまして年に五石も多いのは七石も造つて、僅に八十銭の税を払つて済んで居ると云ふ。自家用料酒の税が安いがために、即ち一方には酒屋が困難する、其の酒屋の困難する所は取

りも直さず国庫の税減を減らすと云ふことである。又一方には僅か八十銭の税である、自家用料酒の取締を政府がしようとした所が、其金高が少ないのであるから十分の取締は往か無い、十分の取締往かないからして甚しき不正のことが行はれて居るは現在の事実である。言ひ換へれば鈴木萬次郎君の如きは自家用料酒を全廃するは民力休養と言はれ、すが、本員の如きは自家用料酒は何分税を上げて、幾ど全国の者が自家用料を為し得ない所まで税を上げると云ふのは国庫の財源を増し、即ちそれを以て民力を休養するに当るであらうと思ひます……好し酒税の改正が出来やうが出来まいが自家用料酒の税を上げる必要がある。……取りも直さず此税の改正は酒屋を保護し、国庫の税源の保護になるからである。……」

井上角五郎の右にみた自家用料酒の免許鑑札料の増徴意見は、全国酒家大会のそれをあますことなく述べている。ただ異なる点は、この段階の酒造家は「細農貧民の為め」の自家用料酒の醸造の必要を認め、このばあいの免許鑑札料は低減すべきであるとしていたことである。そして、全体として自家用料酒の醸造を認める態度をとり続けており、いまだ禁止の方向にはない。それは、関西酒造家のうちには自家用料酒の製造禁止の要求があったものの関東・東北の酒造家には自家用料酒の「自由製造とするも異議なし（22）」とする考え方が強かつたためであらう。ここで注視すべきは、第一に、とくに東北地方の酒造家の自家用料酒の自由製造容認の態度と地主層の主張を背景とした自家用料酒の製造石数の拡大（一石から三石へ）とその免許鑑札料の低減案が地租軽減論と同一のレベルで東北地方出身の代議士らによって提出されたことである。この動きはのちにもみられ、『醸造雑誌』は選挙民の「歓心を買はんが為め」の、「代議士の地位を保たんが為め」の腐敗代議士あるいは自家用酒代議士として批判している（23）。第二に、井上に代表される関西地方の代議士および吏党の代議士らによって、税源涵養Ⅱ酒造業保護の論理から自家用料酒の製造禁止の方向を示唆する免許鑑札料の増徴

が主張されたこと、である。

- (1) 『醸造雑誌』第16号(明治二十四年五月十日)。
- (2) 同前、第1号。
- (3) 『酒造組合中央会沿革史』第二編、一七三—四ページ。『醸造雑誌』第六九号(明治二十四年九月十日)。
- (4) 全国酒造家大会事務報告(『醸造雑誌』第八九号、(明治二十五年七月十日)。
- (5) 『醸造雑誌』第八五号(明治二十五年五月十日)。
- (6) 大日本帝國議會誌刊行会編「大日本帝國議會誌」第二卷(同刊行会、昭和二年六月)。以下の帝國議會本會議における論議はすべて本書による。
- (7) 西宮酒造組合文書(『酒造組合中央会沿革史』第一編)所収)。
- (8) 『醸造新報』第二〇号(明治二十五年十二月十三日)附録。
- (9) 『酒造組合中央会沿革史』第一編、一四三—四三ページ。
- (10) 運動過程で大蔵および農商務大臣への陳情は不用であるとして中止している。
- (11) この点も修正され、政府案の甲乙を合せて甲種として、一石以内の造石高、三円の免許鑑札料とした。丙種は政府案のままとし「細農貧民の爲の自家用料酒製造に反対せざる」方針をとっている(「全国酒造家大会臨時運動事務第一回報告」、『醸造雑誌』第二〇二号、明治二十六年一月二十五日)。
- (12) 同前、「全国酒造家大会臨時運動事務第一回報告」。
- (13) 『醸造雑誌』第一〇〇号(明治二十五年十二月二十五日)。
- (14) 自由党々報局「党報」第二六号(明治二十五年十二月十日)。
- (15) 『大日本帝國議會誌』第二卷。
- (16) 同前。
- (17) 『醸造新報』第一〇号、雜録「國民政社の決議」。
- (18) 前注(12)と同じ。
- (19) 『醸造新報』第二一号(明治二十六年一月十五日) 雜報「酒造税附則改正法案に就て」。
- (20) 『大日本帝國議會誌』第二卷。
- (21) 同前。
- (22) 明治二十四年六月、一府十九県酒造家聯合会は、第三回全国酒造家大会に臨む態度を協議してこのような自家用料酒に対する方針を決めていた(『醸造雑誌』第六四号、明治二十四年六月三十日)。

誌」第六四号、明治二十四年六月三十日)。  
 (23) 『醸造雑誌』第二四二号(明治三十年二月二十五日) 論説「繰運一転」。

## 五 小 括

第五議會は明治二十六年十一月二十五日に召集されたが、衆議院において、その冒頭から条約勵行をせまる対外硬派(大日本協會および改進黨)と、これを阻止しようとする政府との間に対立が生じ、この条約勵行問題の処理から、結局は解散した。また第三回総選挙後の明治二十七年五月召集の第六議會も、衆議院における条約改正上奏案の可決の結果、議會は再度解散された。そのために、全国酒造家大会の運動も実効をあげることができなかった。この間、明治二十六年六月に第三回大会(京都)、同二十七年五月に第四回大会(東京)を開き、酒造税の減税要求からさらに酒造税の納期改正要求へと問題が発展し、さらに醸造学研究機關の設置要求および清酒の海外市場輸出の要求へと転回していった。こうした酒造家の政治課題はすでにみたように、一府十九県酒造家聯合会および関西酒造家聯合会がすでに掲げていた課題であった。しかし、その基調は酒造税の減税と自家用料酒問題であったことはいまでもない。

以上、われわれは第一議會から第六議會までのいわゆる初期帝國議會下における全国酒造家大会の結成とその政治課題およびその実現をめぐる展開された全国酒造家大会の運動をみてきた。この時期の酒造家大会の運動は第四議會の酒造税の増税反対闘争とその阻止という成果によって特徴づけられる。こうした成果は酒造家がブルジョア的利益を政府に要求し、実業団体として階級的に結集したことによって得られたものであり、その意義は大きいのであるが、他方ではこの時期の酒造家は生産地帯間における矛盾を内在させ、彼ら自体の利害対立と妥協を通して階級的な結集が実現していることに注視しなければならない。酒造家の生産地帯間の利害対立は、現象

的には灘・堺・半田および亀崎の主産地と地方の酒造家との対立の形態をとっている。清酒醸造技術の優位性と企業的経営を基礎とした主産地は清酒市場の独占的掌握を意図して全国的規模で清酒市場を拡大しての対して、土地所有と未分化な地方の零細な酒造家は主産地からの清酒の流入によって地酒市場が縮小しつつあり、これとの対抗のために清酒醸造技術の改良を不可避の条件としてもち、他方では当面する酒造経営の逼迫を解決する方法として酒造税の減税が課題であった。したがって、この時期の酒造家の利害の対立の本質は、より産業資本家的発展を意図する專業型酒造家と、いまだ土地所有と未分化な地主兼営副業型酒造家との対立であったとみるべきである。したがって、專業型酒造家は酒造税の減税に消極的態度をとり、かつ釀課税に反対したのであり、酒家大会に未結集もしくは傍觀者の態度をとり続けたのである。彼らは企業的大規模酒造業の育成策を意図した政府の酒造業政策と利害が一致する局面をもつのであって、それゆえに彼らは政府および国民協会をはじめとした吏党を支持したのである。灘の酒造家を代表して第二回総選挙で当選した渡辺徹が国民協会派であったのはこのためである。他方、関東・東北を中心とした地主兼営副業型酒造家は釀課税による酒造税の減税を要求して対決したが、彼らの主張は地主の地租軽減要求と同一の内容と基盤にたつものであった。それゆえに、彼らは政費節減・民力休養を主張して政府と対決した自由党および改進黨を支持したし、かつ彼らの指導者である群馬の金井貢、神奈川の山田嘉穀らは自由党議員であった。一府十九県酒造家聯合会の幹事であり、全国酒家大会の副会長の栃木の小堀貞吉は自由民権運動以来の活動家であったのである。

この時期の酒造家の運動は、以上に要約さされる酒造家内部の利害対立を内在し、それは政党レベルの利害対立と照応して展開したが、第四議会における酒造税の反対闘争は地主兼営副業型酒造家のイニシアのもとで発展し、この闘争の成功はその後の酒造家の運動

を彼らの支配のもとに掌握する途を開いた。かくして、産業資本確立期の明治三十年代の酒造家の運動は、地主制の確立・発展に照応して、彼ら地主兼営副業型酒造業の保護要求運動として展開され、彼らの保護体制が政府によって確立されることになる。この意味で、産業資本形成期Ⅱ初期帝国議会下の酒造家の運動は重要な意義をもつものであった。